

令和 2 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 2 日 開会

令和 2 年 6 月 16 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和2年第2回美浜町議会定例会会議録目次

6月2日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙（採決）	4
報告第1号から議案第42号まで21件一括提案説明	5
散会	14

6月4日（木曜日）第2号

議事日程	15
会議に付した事件	15
会議に出欠席した議員	15
説明のため出席した者の職、氏名	15
職務のため出席した者の職、氏名	15
開議の宣告	15
町政に対する一般質問	16
○1番 山本辰見議員	16
1 南奥田地区に計画されている養鶏場建設計画について	
(1) 計画の概要について	
(2) 悪臭の心配について	
(3) 利用水と排水処理の計画について	
○9番 横田貴次議員	22
1 会派が提出した要望内容への対応について	
(1) 要望事項の対応状況について	
(2) 支援事業について	
(3) 支援拡充の計画について	
○8番 中須賀 敬議員	28
1 小中学校の臨時休校、保育所の利用自粛について	
(1) 小中学校の授業の遅れや行事への影響について	
(2) 食材の納入業者や調理員等への救済等の対応状況について	
2 図書館の対応について	

○ 3 番 森川元晴議員	3 6
1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について	
(1) 新型コロナウイルスに伴う財政的影響について	
(2) 運動公園整備等の大型公共事業への影響は。	
(3) 子どもたちの見守り体制への協力、支援について	
2 自然災害への対策、対応について	
(1) 大地震発生時の避難周知について	
(2) 災害時の「共助」の周知、啓発について	
(3) 「公助」について	
3 不審者情報とその対策・対応について	
○ 2 番 鈴木美代子議員	4 4
1 新型コロナウイルス対策について	
(1) 重症化の抑制について	
(2) 水道料金の一部無料化について	
(3) マスク、消毒液不足の解消について	
(4) 危険手当の支出について	
2 美浜の稲作農業の展望は	
散 会	5 0

6月9日（火曜日）第3号

議事日程	5 1
会議に付した事件	5 1
会議に出欠席した議員	5 1
説明のため出席した者の職、氏名	5 2
職務のため出席した者の職、氏名	5 2
開議の宣告	5 2
諮問第1号（質疑・討論・採決）	5 3
承認第1号（質疑・討論・採決）	5 3
承認第2号（質疑・討論・採決）	5 4
承認第3号（質疑・討論・採決）	5 4
承認第4号（質疑・討論・採決）	5 5
承認第5号（質疑・討論・採決）	5 5
承認第6号（質疑・討論・採決）	5 6
承認第7号（質疑・討論・採決）	5 8
議案第32号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第33号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第34号（質疑・委員会付託）	6 0
議案第35号（質疑・委員会付託）	6 0

議案第36号（質疑・委員会付託）	6 1
議案第37号（質疑・委員会付託）	6 1
議案第38号（質疑・委員会付託）	6 1
議案第39号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第40号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第41号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第42号（質疑・委員会付託）	6 3
議案第43号から議案第45号まで3件一括提案説明	6 4
議案第43号（質疑・委員会付託）	6 6
議案第44号（質疑・委員会付託）	6 7
議案第45号（質疑・委員会付託）	6 7
散 会	6 8

6月16日（火曜日）第4号

議事日程	6 9
会議に付した事件	6 9
会議に出欠席した議員	6 9
説明のため出席した者の職、氏名	7 0
職務のため出席した者の職、氏名	7 0
開議の宣告	7 0
議案第32号から議案第34号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 1
議案第35号から議案第40号まで6件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 2
議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 5
議案第42号から議案第44号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 7
議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 9
発議第5号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 0
議案第46号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 3
議員派遣の件	8 6
議会閉会中の継続調査事件について	8 6
閉 会	8 7

令和2年6月2日（火曜日）

第2回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月2日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第4 報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費について

報告第2号 専決処分事項の報告について

諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

承認第1号 専決処分事項の報告承認について

承認第2号 専決処分事項の報告承認について

承認第3号 専決処分事項の報告承認について

承認第4号 専決処分事項の報告承認について

承認第5号 専決処分事項の報告承認について

承認第6号 専決処分事項の報告承認について

承認第7号 専決処分事項の報告承認について

議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 山本辰見君

2番 鈴木美代子君

3番 森川元晴君

4番 石田秀夫君

5番 杉浦剛君

6番 廣澤毅君

7番 大崎暁美君

8番 中須賀敬君

9番 横田貴次君

10番 荒井勝彦君

11番 大岩靖君

12番 横田全博君

13番 野田 増 男 君

14番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

[午前9時00分 開会]

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

御存じのように、新型コロナウイルスの影響は、かなり皆さんも身近に感じておられると思います。国の緊急事態宣言解除からちょうど1週間たちます。少しずつ以前の日常に戻りつつはあるのですが、まだまだこの新型コロナウイルスの影響は続くものだと思います。今、一番心配されておるのは、第2波の影響が北九州のほうで発生しております。幸いにも、愛知、岐阜、三重——岐阜のほうで30日ぶりに1人、感染者が確認されましたが、東海3県においては感染経路の確認がほぼ取れている状況で、今のところうまくいっているんじゃないかなと思っております。ただ、この第2波の影響も考えつつ、町民の皆様にご我々が寄り添うのは当たり前ですが、町民の皆様方が安心して暮らしていける施策を行政、議員サイドもよく考え、進んでまいりたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくようお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には御出席いただき、ま
ずもってお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態宣言がひとまず解除されました。本町においては、
現在、新型コロナウイルス感染症の罹患者は確認されておりません。これもひとえに住民の皆様の御協力による
もので、今後もここで油断することなく感染症対策を進めてまいります。

さて、町内の水田では作付もほぼ終わり、のどかな田園風景を目にすることができる季節となつてまいりまし
た。秋にはおいしいお米が無事に収穫できることを願うところであります。

新年度の定例会を迎え、気持ちも新たに、私ども執行部も議員の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明と
答弁を尽くしてまいりますので、町政への御協力をよろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回美浜町議会定
例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和2年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告
書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、
御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から報告の申出がありましたので、これを許可します。町長、報告してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

それでは、諸般の報告を2件申し上げます。

本町では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民
生活を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を国へ申請してお
ります。早期の事業実施をしたく、新型コロナウイルス感染症対策に関連する経費に係る補正予算を今会期中に
追加上程を予定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び住民生活の安定を図るための経費に充てるため、私の給与を
時限的に減額する特例条例及び町職員から同様な趣旨での寄附がございましたので、その目的に従い基金の設置
を行い、広く住民の方などからも寄附があった場合に備えて、新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置条例
につきましても併せて追加上程を予定しております。

次に、契約議案の追加上程についてでございますが、令和2年3月定例会におきまして、繰越明許としてお認
めいただきました美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備について、現在入札手続を進めているところでござ
います。

本件につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事となりますので、来る6月10日に指名競争入札を執

行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

なお、本契約締結に当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が必要となります。よって、今定例会の最終日に契約議案の上程を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

諸般の報告は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 森川元晴議員、12番 横田全博議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間と決定しました。

日程第3 美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大岩 靖君）

日程第3、美浜町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、選挙管理委員及び補充員が令和2年8月21日をもって任期満了となります。このため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員4人、補充員4人を議会で選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、山田道夫君、山下泉君、小坂保昌君、磯部義忠君、選挙管理委員補充員には、岩本隆徳君、近藤勝彦君、伊藤隆弘君、小菌勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長において指名した順序に決定しました。

日程第4 報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで21件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第4、報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてから議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上21件を一括議題とします。

以上21件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

それでは、本日御提案申し上げますのは、報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてをはじめ21件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、令和元年度中に繰越明許事業としてお認めいただきました、令和2年2月12日に締結をした独立行政法人都市再生機構との協定の一部変更に基づく都市公園整備事業4億181万7,000円、町内の小中学校内の通信ネットワーク整備として、小中学校ネットワーク整備事業9,039万3,000円、奥田小学校体育館のつり天井を撤去する体育館天井落下防止対策事業4,953万3,000円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告するものでございます。

次に、報告第2号 専決処分事項の報告についてでございますが、令和元年12月4日から8日までの5日間、本町が契約しております住民記録システム及び国民健康保険システムなどの基幹系システムにおいて、クラウド上におけるハードディスク制御用ソフトウェアの障害により、一部のシステム業務が停止をしました。

このシステム障害に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として10万1,774円を日本電子計算株式会社名古屋支店が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について3月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に御報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、同社から本年4月30日に納入をされました。

次に、諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じているとして推薦した者の中から、法務大臣が委嘱することとなっております。

本町の委員は4名でございますが、そのうち3名の任期が本年9月30日で満了となります。よって、鬼頭津奈江氏、前畑義昭氏、大岩久晃氏については引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等についての通知に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、承認第5号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、愛知県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給に関する特例を定めたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ23億1,113万4,000円を追加し、補正後の予算総額を98億5,113万4,000円とするものでございます。

次に、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、補正後の予算総額を23億1,345万8,000円とするものでございます。

次に、議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法が一部改正されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ3,554万3,000円を追加し、補正後の予算総額を98億8,667万7,000円とするものでございます。第2条では、地方債の補正でございます。

次に、議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条において資本的収入を1,700万円増額し、補正後の予算額を1億4,668万円、資本的支出を5,500万円増額し、補正後の予算額を3億1,884万3,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額及び補填金額を改めるものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号から議案第42号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議をいただき、お認めくださいますようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

初めに、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容については、町民税、固定資産税及び町たばこ税などに関する改正でございます。

それでは、資料2の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容により御説明いたします。

第35条の3の2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）及び第35条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）でございますが、単身児童扶養者の該当欄が追加されたため、単身児童扶養者に該当する場合の記載が不要となり、削除するものでございます。

第46条（法人の町民税の申告納付）第2項では、法改正に伴う引用条項の改正を、第52条（固定資産税の納税義務者等）第2項及び第4項では法改正に伴う規定の整備を、第5項では、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定の新設を、第6項から第8項では法改正に伴う規定の整備でございます。

第57条の2（固定資産税の課税標準）第9項及び第10項、第57条の3（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）では、法改正に伴う引用条項の改正でございます。

第67条の4（現所有者の申告）では、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登記がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設でございます。

裏面を御覧ください。

第68条（固定資産に係る不申告に関する過料）では法改正に伴う規定の整備を、第88条（たばこ税の課税免除）では、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化に関する規定の新設及び整備を、第90条（たばこ税の申告納付の手続）第1項では、前の第88条第2項新設に伴う引用条例の改正でございます。

第119条（特別土地保有税の納税義務者等）第6項では、さきの第52条第5項新設に伴う引用条例の改正でございます。

次に、附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）第1項では、法改正に伴い、適用期限を令和6年度まで3年延長するものでございます。

附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）では、法改正に伴う改正でございます。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）では、法律改正に伴い、適用期限を令和5年度まで3年延長する改正でございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容については、資料3、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容により御説明をいたします。

第2条（納税義務者等）第2項でございますが、法改正に伴う引用条項の改正でございます。

次に、附則において、第3項（法附則第15条第38項の条例で定める割合）及び第4項（法附則第15条第39項の条例で定める割合）では法改正に伴う引用条項の改正を、第5項（法附則第15条第47項の条例で定める割合）では法改正に伴う新設を、第7項から第11項（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）及び第12項（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）では元号改正、法改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備でございます。

第16項では法改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備を、第17項（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）では、元号改正に伴うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、承認第1号及び承認第2号の説明を終わります。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容については、資料4を御覧ください。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき額を28万円から28万5,000円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。2割軽減の対象となる世帯についても、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき額を51万円から52万円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容については、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症

に感染または感染が疑われたことにより療養のため労務に服することができないときに傷病手当金を支給するものでございます。

資料5、美浜町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

改正におきましては、この支給が特例的、時限的なものであることから、附則の第2条及び第3条として追加をしております。

なお、施行日につきましては、公布の日からで、この条例による改正後の規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間を適用するものでございます。

次に、承認第5号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

資料6、美浜町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容については、附則に、本町において行う事務の特例として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うことを定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上、承認第3号から承認第5号の説明を終わります。

○総務課長（大松知彰君）

次に、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費では、お一人につき10万円を給付する特別定額給付金支給事業において、令和2年4月27日を基準日として住民基本台帳に記載されている方を対象者に、その属する世帯の世帯主に給付する経費を新たに計上しました。

3款民生費、2項児童福祉費では、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童お一人につき1万円を上乗せする子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の経費を新たに計上しました。

16、17ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費では、新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置に基づき、事業所の休止や営業時間短縮を行った事業主へ支給する商工振興事務の経費を新たに計上しました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金では、特別定額給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る国の補助金を計上いたしました。

17款県支出金、4項県交付金では、新型コロナウイルス感染症対策協力金に係る県の交付金を計上いたしました。

20款繰入金、2項基金繰入金では、歳入不足となる分について、財政調整基金繰入金の増を計上いたしました。

以上、承認第6号の説明を終わります。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の34、35ページを御覧ください。

2款保険給付費、6項傷病手当金では、国民健康保険加入者において、新型コロナウイルス感染症または感染

の疑いにより就労できなかった方で、一定の要件を満たした場合に給付する傷病手当金支給事業の経費を新たに計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の32、33ページを御覧ください。

3款県支出金、1項県負担金では、先ほどの傷病手当金支給事業に係る県の交付金を計上いたしました。

以上、承認第7号の説明を終わります。

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料7、美浜町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容については、給与法の一部改正に伴い、俸給月額が改正されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額の改正、民法の一部改正により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正及び字句の整理でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、資料8、美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容により、主な改正事項を御説明いたします。

第1条でございますが、第86条（たばこ税の課税標準）では、法改正に伴い「軽量の葉巻たばこ0.7グラム未満を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とする。」を加え、附則第6条及び附則第7条の3の2では元号改正に伴う改正を、附則第10条（読替規定）では法改正に伴う引用条項の追加を、附則第10条の2では法改正に伴う整備、本町の条例で定める割合の追加及び元号改正に伴う改正を、附則第11条の2から附則第13条までは元号改正に伴う改正でございます。

裏面を御覧ください。

附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税）では、臨時的軽減の適用期限の6か月の延長を、附則第23条（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）では、地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

次に、第2条でございますが、第26条（個人の町民税の非課税の範囲）では、法改正に伴い「寡夫」を「ひとり親」に改正を、第33条の2（所得控除）でも法改正に伴い「寡夫」を「ひとり親」への改正と引用条項の改正を、第35条の2（町民税の申告）では、法改正に伴う引用条項の改正でございます。

附則第3条の2（延滞金の割合等の特例）及び附則第4条（納期限の延長に係る延滞金の特例）では、租税特別措置法の延滞金等の特別規定の改正に伴う規定の整備でございます。

附則第10条及び附則第10条の2では、法改正に伴う引用条項の改正を、附則第17条（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）では、法改正に伴い低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設を。

次のページに移ります。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）では、法改正に伴い優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用を3年延長する改正でございます。

附則第24条（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）では、法改正に伴い地方税法附則第60条第3項において条例に委任している事項の細目を定め、附則第25条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）では、地方税法附則第61条第2項の追加に伴う改正でございます。

次に、第3条でございますが、第21条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）では法改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備を、第22条（年当たりの割合の基礎となる日数）では法改正に伴う引用条項の削除を、第25条（町民税の納税義務者等）第3項では法改正に伴う規定の整備及び引用条項の改正を、第30条（均等割の税率）第3項では法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととし、連結納税の廃止に伴う規定の整備でございます。

第46条（法人の町民税の申告納付）では、法改正に伴う引用条項の改正を。

裏面を御覧ください。

第48条（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）では、法改正に伴う引用条項の改正及び法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととし、連結納税の廃止に伴う規定の整備を、第50条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）第4項から第6項では、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととし、連結納税の廃止に伴う削除でございます。

第86条（たばこ税の課税標準）第2項では、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直す改正でございます。

附則第3条の2（延滞金の割合等の特例）では、法改正に伴う引用条項の削除でございます。

なお、施行日は原則、公布の日から施行し、第1条中第86条第2項ただし書及び同条第4項並びに附則第5条の規定は令和2年10月1日、第2条及び附則第3条の規定は令和3年1月1日、第3条中第86条第2項ただし書の改定規則及び附則第6条の規定は令和3年10月1日、第3条中第86条第2項ただし書の改定規則以外及び附則第4条の規定は令和4年4月1日でございます。

次に、議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容については、資料9、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容と、次ページの美浜町都市計画税条例新旧対照表第1条及び次ページの同新旧対照表第2条を併せて御覧ください。

第1条附則第16項では、法改正に伴い法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）が第61条として追加され、第2条では法附則第61条が法附則第63条へ条項改正をされるものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条では公布の日から施行し、第2条では令和3年1月1日でございます。

以上、議案第32号から議案第34号の説明を終わります。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容については、資料10、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正内容を御覧ください。

「法律改正にあわせて改正」とは、国民健康保険税の根拠法であります地方税法において、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するため、国民健康保険税条例においても改正するものでございます。

1枚おはねください。

美浜町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

条文では、附則の第4項及び第5項に「第35条の3第1項」を追加し、低未利用土地等の譲渡益に関する所得割算定及び軽減判定の取扱いを定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年1月1日でございます。

次に、議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について及び議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、同様の内容でございますので、一括で御説明をいたします。

改正の内容については、福祉医療費の支給において、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領に基づき愛知県と本町で合わせて支給を行っており、表現を明瞭にするためにこの要領が一部改正されましたので、各条例を改正するものでございます。

資料11、美浜町障害者医療費支給条例新旧対照表を御覧ください。

福祉医療費の算定に関し、これまでは「健康保険法の療養に要する費用の額」としていたものを「診療報酬」に改めております。この「健康保険法の療養に要する費用」とは、いわゆる診療報酬のことでございますので、法律条文の分かりにくい引用から明瞭にするために改正するものでございます。あわせて、「当該法令」から「当該」を削除しております。

2枚おはねいただき、資料13、美浜町子ども医療費支給条例新旧対照表を御覧ください。

美浜町子ども医療費支給条例においては、さらに受給資格者とししない者について明瞭にするために、第3条第2項において適用除外としてまとめております。したがって、いずれの福祉医療においても、今回の条例改正による支給要件等の制度改正はございません。

なお、施行日につきましては、いずれも公布の日からで、この条例による改正後の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第35号から議案第39号の説明を終わります。

次に、議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正の内容については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化を行うものでございます。

資料15、第7期介護保険料（平成30年度～令和2年度）を御覧ください。

まず、所得段階の第1段階の介護保険料を、現行の2万2,900円から4,600円を下げ、1万8,300円とし、次に、第2段階は現行の3万8,200円から7,600円を下げ、3万600円とし、第3段階は現行の4万4,300円から1,500円を下げ、4万2,800円に改正するものでございます。

令和元年度は、10月の消費税引上げに伴い、保険料軽減幅は半年分としておりましたが、令和2年度は既に消費税が引き上げられているため、保険料軽減幅は1年分でございます。本改正も平成27年度以降の実施と同様に、公費を投入し保険料軽減を行うため、軽減に要する費用は国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担いたします。

なお、施行日につきましては、公布の日からで、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第40号の説明を終わります。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出か

ら御説明しますので、補正予算書の16、17ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費では、庁舎管理事業において役場浄化槽の修繕及び1階事務室の空調施設設置に要する工事請負費の増を、9目交通安全対策費では、交通安全対策事業において65歳以上の高齢運転者に対する安全運転支援装置の購入設置に要する補助金の増を計上いたしました。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、児童福祉事業において児童手当に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修の増を、児童手当支給事業では、児童手当申請書に要する郵送料の増をそれぞれ計上いたしました。

同項5目特定教育保育施設給付事業費及び6目施設等利用給付事業費では、国及び県補助事業への移行による財源更正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業においては、16から19ページにかけて災害対策用の発電機及び移動用台車の購入を補助する経費の増を、8款土木費、5項都市計画費では、都市公園整備事業において運動公園整備事業の設計業務委託料の増を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費では、非常備消防事業において退職消防団員が確定したことによる報償金の増を、10款教育費、4項社会教育費では、文化財保護事業において河和北組の山車収蔵庫修繕に要する補助金の増を、同款5項保健体育費では、学校給食センター運営事業において夏休み期間中に給食を配送するための総菜保温保冷食缶を購入する経費の増を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付交付金及び子ども子育て支援システム改修業務に係る子ども・子育て支援事業費補助金、同項5目土木費国庫補助金では、令和2年度の総合公園及び運動公園整備事業に係る国の交付金を計上いたしました。

17款県支出金、2項県補助金では、高齢者安全運転支援装置設置、保育の無償化及び災害対策用の発電機及び移動用台車の購入に係る県の補助金を計上いたしました。

20款繰入金、2項基金繰入金では、財政調整基金繰入金及び都市計画事業基金繰入金の現時点での事業費の確定に伴う減を計上いたしました。

22款諸収入、4項雑入では、令和2年度の消防団員退職者確定に伴う増を計上いたしました。

23款町債、1項町債では、令和2年度分の総合公園及び運動公園整備事業に係る町債の増額でございます。

以上、議案第41号の説明を終わります。

○水道課長（夏目明房君）

次に、議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、別冊の水道事業会計補正予算書及び予算説明書の15ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、資本的収入の1款資本的収入、1項負担金及び補助金、3目補助金においては、緊急時給水拠点確保等事業に対する県費補助金の増を計上いたしました。

次に、支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては、運動公園整備事業に伴う町道森越・石坂平井線の付け替えに伴い、道路内に布設されている水道管の移設を行うものでございます。

以上、議案第42号の説明を終わります。

○議長（大岩 靖君）

報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてから、議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）までの説明が終わりました。

○議長（大岩 靖君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月3日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、明日6月3日は休会することに決定しました。

来る6月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時05分 散会〕

令和2年6月4日（木曜日）

第2回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月4日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崎暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	鈴木学君
教育部長	夏目勉君	総務課長	大松知彰君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	戸田典博君
防災課長	小島康資君	税務課長	山本圭介君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	富谷佳宏君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

新型コロナウイルスが世間でささやかれて、もう間もなく半年を迎えようとしております。なかなか収束の先が見えない状況で、国からの特例の給付金の使い道も何とか決定し、徐々に実行されていくと思われま

す。ただ、確実に季節は移り変わり、皆様方もマスクの着用をお願いしておりますが、これから暑くなってまいります。特にこれからはマスクで熱中症になりやすくなるとも言われておりますので、対人等以外はできる限り自分で調整して、熱中症対策にも考慮していただきますようよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しておりますので、御理解と御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には5名の議員より質問の通告をいただいております。本日は5名全員の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

1番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔1番 山本辰見君 登席〕

○1番（山本辰見君）

おはようございます。1番 日本共産党議員団の山本辰見です。

今回の一般質問は、コロナウイルスの関係がありますので、質問内容を限定させていただきました。

町当局の皆さんには、町民の皆さんによく理解できるような的確な答弁を求めるものであります。

南奥田地区に計画されている養鶏場建設計画についてお尋ねします。

1つは、計画の概要について質問します。

まず、全体の計画の面積はどのくらいか。そして、飼育養鶏の規模はどのくらいになりますでしょうか。

2点目は、工事日程、それに引き続く事業の開始はいつ頃を予定していると届けをされているのでしょうか。

次に、計画地の地権者、あるいは地元区、近隣区並びに近隣住民など関係先への説明会がまだ計画されていませんが、美浜町として取り持って、事業者の説明会の開催を要望しないのでしょうか。

2点目の大きな課題ですけれども、悪臭の心配についてでございます。

鶏ふんから発生する悪臭が心配となっておりますけれども、1羽の鳥が出す鶏ふんの量、結果的に先ほど質問したどのくらいの規模の鳥の数かによって総量が出ると思いますけれども、1日にどのくらいの鶏ふんが出ると判断しているのでしょうか。

もう一つは、鶏ふんだけではなくて、換気をするわけですけれども、計画では換気が必要な鶏舎並びに鶏ふん処理場の悪臭対策としてどのような設備で対応しているのでしょうか。それが計画に載っているのか。また、美浜町として現状のデータ調査をして資料をそろえておかないのでしょうか。今の時点でそろえておかないと、鶏舎が建った後のデータと比較のしようがないと思いますけれども、いかがでしょうか。

最後の3点目ですけれども、利用水と排水処理の計画について質問いたします。

1羽の鳥が飲み水として飲料を使うにはどのくらい必要と判断しておるのでしょうか。そして、私たちは詳しい説明を受けていませんけれども、井戸水を利用するのではないかという話もありますが、周辺の井戸水で生活している方、農業関係者等が利用している井戸水に対して井戸枯れがないかと心配されておりますけれども、その辺について詳しく説明を願います。

それからもう一点は、排水計画では放流先はどこになっているのでしょうか。そして、心配されるのは、例えばこれが結果として海岸に届いた場合、養殖業者や商業施設などへの影響に問題はないのか、これを美浜町としてどう考えておりますでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

補充質問はまた質問者席でお話ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、南奥田地区に計画されている養鶏場建設計画についての御質問の1点目、計画の概要についてでございますが、全体の計画面積約9.6ヘクタール、最大収容羽数60万羽、工事着手予定は令和3年3月と届けを出されております。その届出に基づき、庁内関係部局による協議結果を事業者に対して通知しております。

今後、事業者が通知内容を精査した上で、地元住民をはじめ関係団体等へ事業計画の説明を行うように指導してまいります。

次に、御質問の2点目、悪臭の心配についてでございますが、鶏ふんの量につきましては、飼養状況により変動いたしますが、1羽1日当たり約80グラムです。鶏ふんは全て堆肥化されるために乾燥・発酵等を行い、最終的には約30グラムの堆肥になります。60万羽で計算しますと、1日当たり48トン、最終的には約18トン余りの堆肥となります。

計画では、窓のないウインドレス鶏舎が予定され、密閉型の堆肥舎及び微酸性電解水を噴霧して臭気対策を図ることとしておるようでございます。また、臭気に関する現状調査につきましては、養鶏場を計画している事業者から、施設の建設前に現状の臭気測定を行い、その結果を町に示すとの連絡がございます。その後、養鶏場が完成した後も継続的に臭気測定を行い、町に報告するよう指導してまいります。

次に、御質問の3点目、利用水と排水処理の計画についてでございますが、鶏の飲水量につきましては、飼養状況により変動しますが、1羽1日当たり100ccから200ccほどと計算をされております。計画地におきましては、現在上水道がございません。そこで井戸水を利用する場合、今後、事業者により必要な水量が確保できるのか、また周辺に影響が出ないのかを調査することとなっております。その調査結果を美浜町に報告するよう求めてまいります。

排水計画につきましても、浄化処理を行い、国の法令で定める基準を満たした水質での排水となるよう指導してまいります。

以上で、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○1番（山本辰見君）

先ほどの答弁で、全体の計画面積が9.6ヘクタールとありました。これは今、美浜町が進めている奥田駅前の運動公園からしますと、あそこは8ヘクタールですから、1.2倍ぐらいのすごい規模の事業計画だと思えます。

この事業は、平成30年7月に制定された美浜町畜舎等建設行為に関する指導要綱に基づいて手続されていると思えますけれども、第3条には次のようにうたっております。「事業者は、事業計画を公開し行政上の手続を開始しようとする前にあらかじめその計画について町長と協議しなければならない。協議を申し出ようとする場合は、次に掲げる内容のわかる書類を添えて、町長に届ける。1として事業計画の概要、2として計画建設物の用途、規模、構造、排水計画、工法及び工事期間、3つ目として、想定される悪臭、水質汚濁等の環境問題への対応」となっております。

また、この事業計画届出書を出す場合には、次の書類を添付しなさいとなっております。1番目が計画建設物の付近の見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図、2つ目が排水計画図、3として近隣の説明状況報告書、4つ目が環境問題に対する想定される対応報告書、5番目がその他町長が必要と認める図書となっておりますけれども、添付書類は全てそろって届出を受け取ったのでしょうか。

私たち、山本からも要求しました。議会からも大岩議長を通じて資料要求しましたが、不開示となっております。説明できる範囲で今の私の質問に答弁をお願いします。

○産業課長（三枝利博君）

まず、本町に畜産業の経営を目的とした畜舎等の建設を行う事業者に対しまして、地域環境の保持、適切な営農指導及び住環境の確保を図るために事業計画を公開し、行政上の手続を開始しようとする前の段階で協議をするよう求めております。

今回、指導要綱等に基づく書類等につきましては確認できておりますが、あくまでも事業計画のものでありまして、町の指導に従い変更及び精査を要する段階での書類添付にとどまっております。

町としましても、内容が精査され次第、報告するように指導しておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（山本辰見君）

先ほどの答弁の中では、排水計画について、添付するのは排水計画図となっておりますが、中身ではどこにどういう格好で流すのだというのが、詳しい説明はほとんどないのではないかとこの答弁と私は受け取りました。同じように、第6条においては、事業者は、隣地及び地元行政区等関係者に対して、さきに触れた添付書類の内容も含めて、事業内容を十分に説明しなければならないとなっておりますけれども、事業者に対して、3月に申請があったと思いますが、これに対して4月に美浜町が協議結果通知書を出したということですが、いつ頃までにこの説明会等を開きなさいという指導をしているのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

令和2年の4月28日の協議結果通知書により、事業者に対しまして、隣地及び地元行政区等関係者に対して事業内容等を説明するよう指導しております。あくまでも計画の段階であり、計画地等の調査が十分にされておらず、概要段階での内容説明となることから、住民等に対しまして不安をあおることや不当な利益、不利益を出す結果とならないかを考慮しております。しかしながら、事業者に対しましては、現時点での概要説明を早急に対応するように指導しております。

○1番（山本辰見君）

今、具体的にいつ頃までということがありましたけれども、例えば地元行政区、地域でいくと奥田区になると思います。それから臭いの問題でいくと野間学区も必要ではないか。それから、海岸のことでいくと漁協の関係者、浜の関係者も必要だと思いますけれども、日程等は決まっているものがあればお願いしたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

現在、事業者からは、6月上旬に漁協及び野間学区、6月中旬に奥田学区の区長たちへ説明すると伺っております。

○1番（山本辰見君）

その説明会には美浜町も担当者なり、あるいは町長さんが参加するかどうか分かりませんが、どういう形で参加する予定になっているのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

今のところ、担当者も野間学区、漁協さん、奥田学区については議事録を署名するような形で、両立の立場で参加していると言っております。

○1番（山本辰見君）

分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。関係者だけでなく、全体への説明会もぜひ計画して進めていただきたいと思ひます。しかも、それもなるだけ早く、そして併せて議会にも町民にも資料を早い段階で、分かった段階で開示できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、臭気に関する調査の問題でございますけれども、先ほど町としてはやらないと、業者がやるんだということでしたが、事業者が行う臭気測定というのはどのような形で行うのか、また、この地域が多分美浜町の中でも場所によっていろいろ基準があると思ひますけれども、臭気の規制地域だとか基準というのはどのような格好になっているのでしょうか。それから、測定の方法についてももう一回お願ひします。

○環境課長（富谷佳宏君）

まず初めに、臭気測定の方法についてでございます。

まずこれは、悪臭防止法に基づいた測定方法となります。具体的には、臭気指数測定と呼ばれる、人の嗅覚に基づいた測定方法となっております。

続きまして、臭気の規制地域についてでございますが、これは町内でも3段階に分かれております。第1種地

域につきましては、市街化区域、それから第3種地域につきましては調整区域、真ん中の第2地域につきましてはその中間という位置づけで、大体町内の中でも3段階に区分けされております。今回、鶏舎の建設予定地、計画地となっておりますところにつきましては、第3種地域となります。

最後に、規制の基準について、先ほど3段階、地域ごとで区分けされているというふうにお話しさせていただきましたが、その段階ごとに基準値が決められております。これは、臭気指数と呼ばれるもので、数字で示されているものなのですが、まず市街化の第1種では臭気指数が12、それから第2種につきましてはこれが15、第3種につきましてはこれが18という臭気指数となっております。

今の鶏舎の建設予定地であります第3種地域につきましては、18というお話をさせていただきましたが、これは言葉で表現しますと誰もが臭いを感じるレベルという形になっております。

○1番（山本辰見君）

専門的な数字ですから、これがどういうものか分かりませんが、美浜町で持っている、これまでも臭いがする場合は、環境課のほうで測定する臭気測定器があったと思うのですが、それにはこの数字というのは出るものなのでしょうか。先ほど、臭気測定は人の臭覚でやるんだということですが、測定器の数字はどのような基準になっているのでしょうか。基準というか、どんな感じでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

臭気につきましては、町所有の臭気の測定器というものは手持ちがございませんので、業者さんのほうへお願いして測っていただいておりますという形になっております。

○1番（山本辰見君）

以前に、別なところの地域の方から臭いがするというので、申出があれば測っているのだということを聞いたものですから、それは町のほうで持っているのかなと思いました。

続けて質問します。臭気以外にも心配されるのは、土壌汚染とか、先ほどの井戸枯れの心配をする声が届いておりますけれども、事業者にはどのような指導をしているのか、これから指導していくのか、そのところをお願いします。

○産業課長（三枝利博君）

美浜町の畜舎等建設行為に関する指導要綱におきまして、悪臭防止法、水質汚濁法などの上位法令の遵守が示されております。美浜町としましても、今後報告されます具体的な計画書に基づきまして指導を行ってまいります。

○1番（山本辰見君）

3点目に指摘した井戸水、利用水だとか排水の問題でございすけれども、事業者はこの井戸水をどの程度の深さのことを予定しているのか、計画にあるのか、また説明を受けたのか。それから、1日当たりどの程度くみ上げる計画なのか。そして、この地域がどういう格好で今、井戸水を利用しているのかということを調査してあるのかどうか。実は心配しているのは、私たち、この問題をいろいろな方に相談しているときに、ゴルフ場の方から、ゴルフ場も実は農業地でないですから、飲み水は別ですけれども、芝の管理は井戸水を利用していると、少し離れているとはいいいながら水脈がもし重なれば、その井戸枯れのことをすごく心配してみえました。そして、4月17日に美浜町、南知多町と事業者が美浜町に来て話し合いをされたと思うのですが、今の井戸水等も含めてどういう説明がされているのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

事業者よりは、井戸水の使用や地域の利用状況に関しましては、今後実施されます現地調査において把握して

いくということでお伺っております。また、話し合いの中では協議結果通知書を受け、水量、水質等の調査を今後行う予定であるという説明を受けております。

○1番（山本辰見君）

先ほど、1羽の飲み水が100ccから200cc、離れておりますけれども、単純に60万羽としたときには60トンから120トン、飲み水だけで使うのではないかと。あと、卵を洗うのか洗ったのを洗浄するのかによっては、その分も当然必要だと思いますので、さっきの井戸枯れの問題、大きな課題だと思っています。

あわせて、例えば60トン、120トンでも全て飲み切るわけじゃないと思いますから、排水にも出るのではないかなと思うわけですが、排水計画について、先ほど場所もどうい側溝でとかいうことは全く説明がありませんでしたけれども、地域の関係者に対して町としてはどうい説明をしていく予定でしょうか。排水計画について、お願いしたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

あくまでも関係者に対しまして事業者が説明するものであり、町としてはしておりません。詳細な排水計画につきましても、今後の現地調査によるということをお伺っております。今回の事業につきましても、一企業の経済活動に当たるということから、美浜町としましても事業内容について情報提供できることが限られております。ただ、事業者につきましても、関係者に対して説明をしたいという意思があることから、説明の要望等に対しまして随時事業者と連絡を取って調整しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（山本辰見君）

最後になります。ぜひ、先ほども少し触れましたけれども、事業者にこれから指導するような中身の計画書、本当に私は残念ながら情報公開請求に応じてもらえなかったもので、どうい計画になっているのか、それから審議結果について、多分、排水計画は図面をちゃんと出さなさい、建物もこうしなさい、井戸水について調べなさい、いろいろ指導があると思ひます。最初に補充で質問した事業計画そのものが、本当に中身が伴っていないとは言ひませんが、それに近いような中身ではないかということをお非常に心配してひます。

ですから、繰り返しますけれども、一つ一つが全部そろってからではなくて、一つ一つが明らかになった時点で私たち議会にも議員にも、また関係者、地元住民に対しても、きちっとそれを説明するように指導していただきたいということをお本当に思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地元の方が心配してひるのは、計画が出来上がった時点での説明会では全く意味がないと、計画する段階でいろいろこういう心配があると、そのことを、変えられないかもしれませんが、きちっと聞いていただきたいというのが関係者、特にここは皆さん御存じのようにぎりぎり美浜町と南知多町の境なのです。地主というか地権者に該当するのは南知多町の方がうんと多ひです。実際にそこで農業をやってひる人たちも南知多町の方が多ひですから、そういう面では両町も連絡を取り合ひながらきちっと進めていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

〔1番 山本辰見君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩とします。本日の会議はコロナ対策という3密を防ぐためにも、皆様、御協力をよろしくお願ひいたします。再開を9時50分とします。

〔午前9時31分 休憩〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

[9番 横田貴次君 登席]

○9番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、9番 横田貴次でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子供たちの元気な姿が通学路に戻ってまいりました。かつての日常を取り戻しつつある昨今でございますが、まだまだ予断の許さない状況だというふうに思っております。

私ども大人たちの無責任な行動で子供たちの活動の場を奪うことはまかりならぬ、そのような強い思いをいま一度心の中で決めて、改めて強く思う今日この頃であります。

本日の質問は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を確認させていただいて、今後の町政運営を考える一助になればと思い、質問させていただきます。

会派チャレンジMIHAMAから2名を代表して今回の一般質問に臨ませていただきますので、よろしくお願い致します。まず斬り込み隊長の横田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関して、会派の要望内容への対応について本日伺いますので、よろしくお願い致します。

令和2年1月に国内で初めて感染が報じられた新型コロナウイルス感染症、こちらへの対策として、これまでどのような行政対応が行われたのか。また、我が会派から4月24日に本件対応に関する要望書を齋藤町長へ提出させていただきました。提出した要望内容について、どのような対応がなされたのか、以下、3つについてお伺いをしていきますので、よろしくお願い致します。

1つ目の質問の要望事項の対応状況についてお伺いします。

今掲げたパネル資料1は、4月24日に齋藤町長に提出した要望書の内容について、5つの要望をさせていただいたわけでございますが、こちらのチラシ、新聞折り込みにて町民の皆様にお知らせをした内容でございます。中間、赤枠の中がチャレンジMIHAMAから5つの項目を町長に要望させていただきました。この内容について、これまでどのような対応が行われてきたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

支援事業についてお伺いをいたします。町民や町内事業者への給付金の給付状況はどのような状況になっているかお聞かせください。また、本町独自の支援事業として何か施策が行われたのかお聞かせいただきたいと思っております。

最後に3つ目の質問をさせていただきます。

支援拡充の計画について伺います。こちらの会派の要望を提出するに当たりまして、会派メンバー一丸となって町内各地でヒアリングを行いました。町民の皆様から、今回の要望書へは反映できなかったものの、高齢者、介護施設、障害者福祉施設の運営に対する支援拡充や、日本福祉大学の学生への生活サポート、支援の拡充を求める声も多く寄せられていました。これらについて本町として何か具体的な対応が行われたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上、3つの質問をさせていただきます、壇上からの質問とさせていただきます。

常に考えることは、ピンチをチャンスに変える、これはチャレンジMIHAMAの合い言葉でございます、今回のコロナの対応をぜひ町政運営のチャンスに変えていきたい、そんな思いで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

横田貴次議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、会派が提出した要望内容への対応についての御質問の1点目、要望事項の対応状況についてでございますが、令和2年2月25日に美浜町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱を作成するとともに、初回の新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしました。

現在まで対策本部会議を15回開催し、その内容は私へ提出されました要望事項と同様な内容も含まれており、議題として重ねてまいりました。

それでは、要望の1つ目の情報のワンストップ化でございますが、住民の皆様からの相談及び問合せについては、相談内容等が明確な場合はその担当者に案内を行い、それ以外は基本的に総務課が相談窓口となり、住民の皆様への相談業務を行っているところでございます。

2つ目の町外からの流入人口の抑制策は、美浜町ホームページ及び美浜町観光協会のホームページにおいて、町長からのメッセージ「美浜町へ観光にお越しのお客様」として、広く観光客に不要不急の外出自粛を呼びかけております。

また、5月1日金曜日から、食と健康の館駐車場及び野間灯台広場前、海岸道路等のトラ柵に注意喚起をつけ閉鎖をさせていただきました。中日新聞県内版に掲載をしていただきました。

3つ目の医療従事者関連では、国の緊急事態宣言の発出以前の2月からマスク不足が顕著となり、近隣のドラッグストアにおいても最近まで販売されていないことが多く見受けられました。

町内医療機関へは、福祉課が医科・歯科・眼科の医療機関、調剤薬局に対し不足する衛生用品の聞き取りを実施し、マスク及び微酸性次亜塩素酸水の配布を行っております。

また、医療体制の維持のため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を活用し、医療関係者への支援を行う予定でございます。

4つ目の児童及び生徒の学習等は、今回の小中学校の臨時休業が3月2日から全国一斉に休校となり、当初は、春休みまでの約2週間の臨時休業でありましたが、その後、国の緊急事態宣言発出等に伴い、臨時休業はこれまで3回にわたり延長され、過日5月25日によりやく学校再開に至ったものでございます。

初めに、小中学校休校中の児童生徒に対する細やかな学習指導については、地域の感染状況や学校での児童生徒の状況等も踏まえながら、学習の仕方を丁寧に説明したプリントの配付、メールを活用したきめ細かい学習指導、ホームページで動画や写真データを掲載することによる質の高い家庭学習の実施、健康管理と学習状況の確認のための家庭訪問など、各学校・各担任の先生により工夫して学習指導に取り組んでまいりました。

精神的なケアについては、中学校においては、学年ごとに週1回程度の時差登校を行い、個別の教育相談を実施し、小学校においては、複数回、家庭に電話連絡をするなど、児童生徒の不安や困り事に対応しております。

また、養護教諭やスクールカウンセラー等による必要に応じた支援体制を構築するなど、児童生徒の心のケア

に配慮してまいりました。

保護者に対して今後の授業の進め方等の情報提供については、これまで申し上げましたように、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者に対しまして、ホームページ、メールマガジン、学校だよりや学年通信等において、今後の授業の進め方等について、具体例を挙げた丁寧な説明をし、児童生徒の不安の解消に努めております。

5つ目の避難所の感染予防では、現在、風水害のための1次指定避難所は布土小学校、美浜町役場、河和南部公民館、愛知県美浜少年自然の家、野間公民館、奥田公民館、上野間公民館の計7か所が指定されております。

新型コロナウイルスに対する感染予防対策として、避難所である公民館などでは3密になることから、代替として河和、河和南部、野間、上野間の各小学校及び野間中学校の使用を検討しております。

ただし、発熱等を発症した方がお見えの場合には、公民館などへ移動をお願いいたします。

避難についても、在宅及び親類宅への避難、車中泊及び民間施設への避難など、分散避難を推奨していきたくと考えております。

また、現在、美浜町で保管している資機材として、紙段ボール間仕切りや紙段ボール畳の不足が生じることから、6月補正で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での追加購入をする準備をしております。

なお、避難される方には、マスク、体温計、アルコール消毒液及び換気が必要となるため防寒着等を追加の持ち物としてお願いすることになります。

受付時には、発熱等の症状のある方、少し調子が悪い方及び元気な方の3つに分ける必要があるため、アンケート用紙の記入をお願いし、感染予防の対策を講じていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、支援事業についてでございますが、1人につき10万円を給付します特別定額給付金につきましても、全給付対象者の方に申請書を5月14日木曜日に送付し、5月15日金曜日から申請書の受付を開始しており、早い方では5月26日火曜日に指定口座への振込が完了しております。

現在も逐次一日でも早い給付金の振込作業を行っております。

次に、法人事業者の方へ200万円、個人事業者等の方へ100万円を給付します国の持続化給付金制度の申請については、直接オンラインで申請するため、本町や美浜町商工会のホームページ等で紹介しております。

また、独自の支援事業でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業・個人事業主が休業要請に応じ休業した場合の協力金を愛知県とともに支援いたします。

加えて、さらなる生活の安定を図るため、遺児手当の上乗せや夏休み期間中の小中学校給食費の減免を行い、保護者の経済的負担の軽減を、地域経済の活性化を目指して商工会や観光協会に加盟している飲食店で使用できるプレミアム付飲食券の販売を、医療機関及び社会福祉施設へは感染症対策に要する費用の補助金などの支援事業を行います。

次に、御質問の3点目、支援拡充の計画についてでございますが、高齢者介護施設・障害者福祉施設への運営に対する対応としまして、国及び県からの新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時提供し、情報を共有するとともに、相談体制を取り、運営支援に努めております。

衛生用品の支援として、町が備蓄しておりますマスク及び微酸性次亜塩素酸水を町内の高齢者介護施設と障害者福祉施設へ配布をいたしました。

障害者福祉サービス事業所へは、国及び県の補助金を活用し、利用者負担を軽減することにより、できる限り事業を継続していただくよう支援をしております。

また、高齢者介護施設において、感染が疑われる方が発生した場合の消毒や洗浄に必要な費用は、愛知県の補

助金制度を活用し支援をするとともに、高齢者介護施設や障害者福祉施設へは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を活用し、支援を行う予定でございます。

なお、高齢者介護施設や障害者福祉施設においては、緊急事態宣言後も事業の継続をお願いしており、リスクをもって懸命に事業を継続されておられることから、手当などの給与面での支援を国及び県へ要望しております。

また、日本福祉大学への支援でございますが、アルバイト需要が減少し困窮している学生を救済する一つの方策として、本町の臨時職員として給付金支給業務等に雇い入れることを検討いたしました。現在、日本福祉大学では、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン授業を終日実施しており、現状においては雇用することは難しいことが判明いたしました。

国による生活困窮学生に対する国の給付金制度も創設されましたが、日本福祉大学生に限らず、町としてどのような形で生活に困窮する学生を支援できるか、今後も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○9番（横田貴次君）

順次、伺っていくわけでございますが、対応の内容をお伺いしたということで、どこに焦点があるかということ、これを聞いた町民の皆様が少しでも安心して、また見逃したサービス等も御利用いただける機会になればというのが第一義でございますが、まず会派からお願いした5つの項目についての内容についてお伺いしますが、3目にお伺いしました町内医療機関との連絡調整を密にしということでございますけれども、終わりがけの町長の答弁にも、地方創生臨時交付金制度を用いて医療機関へも支援をしていくという形で答弁がありました。今、何か具体的に決まっていることがあったら教えていただきたいのですが、いかがですか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

ただいまの御質問の、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の活用ですけれども、交付金の内容は、このリスクが高い環境下の中で住民に対して最前線で継続して医療を提供いただいた医療機関の方々に、感染症対策支援協力金を交付いたします。そして、介護事業所の方にも同様に協力金を交付いたします。

こちらですけれども、医療機関の場合ですが、有床ベッドがある場合とない場合で金額を分けさせていただいております。今から補正予算で計上していくわけなのですけれども、通ればということで、ある場合は100万円、有床ベッドがなければ30万円ということになりまして、歯科医院には10万円を予定しております。

そして、感染症病床がある知多厚生病院さんには上乘せとして400万円を予定しております。こちらは感染症の方に対応したということで、病院職員の方への手当なども見込んで考えております。

それから、介護保険の事業者及び障害者の事業者にも各事業者に8万円ずつお支払いを予定しております。こちらの根拠としましては、マスクの50枚が大体最近3,300円ぐらいでしたので、それを1週間当たりですと約1万円になります。2か月間の分として支援をさせていただきたいと考えております。

○9番（横田貴次君）

ニュースなんかを聞いていますと、中央の情報が全国にばらまかれるということで、本当に従事者の方への人権侵害だとか、そういったこともあるのですけれども、美浜町はやはり豊かな地域性、町民の皆さんの心の優しい面が今回の対応に浮き出ているのかなと感じますし、そういった中でも、やはり医療従事者の皆さんは大変な御苦勞もされていると思いますので、今後の給付金の拡大に併せて、そういった方々への支援もぜひ検討してい

っていただきたいと思います。

続いて、小中学校の対応に関する要望を出ささせていただきましたが、御答弁の中で、地域を回っていますと各小中学校によって対応の差が出ているということで、非常に不安を感じておられる父兄の皆様がいらっしゃるということで、答弁の内容を聞いて、各担任の皆様がその場に応じた対応をされているということで、これを聞いた保護者の皆様方もさぞ安心されるのではないかなと思います。翻って知多半島で見ますと、大府市なんかはインターネットを活用した授業を行うなど、やはり市町村の財政基盤、また教育の方針によって教育に差が出るのではないかなというところを危惧しておったわけですが、3月の一般質問が書面でのやり取りということで、私も聞きたかったのですけれども、令和2年度の当初予算につきまして、GIGAスクール構想によるICT環境の設備を整えるということがありましたが、この内容についてもう少し詳しく知りたいなとも思っていたわけですが、今回、日本福祉大学さんもオンライン授業の展開とか、我が町においてはすくなくいろいろなヒントがあるのではないかなと思うのですが、今後、この学習面での対応について、GIGAスクールがどれほど関係してくるものなのか、また、今後の授業の遅れを取り戻すために、何かいい、施策として影響してくるのかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、休校中の対応、それからGIGAスクールについて御質問があったかと思えます。まず、休校中の対応につきましては、学校の規模、それから低学年、高学年の差もございまして、それぞれ学校、また担任の先生に応じてそれぞれ柔軟な対応をさせていただいております。

後半で質問のありましたGIGAスクールの関係でございます。知多管内では、横田議員が言われておりましたように、大府市の中学校で既にインターネットを活用した事例がございます。本町においても、日本福祉大学附属高校でオンライン授業、ライブの授業をやってございまして、私どもも勉強をさせていただいております。

GIGAスクール構想につきましては、国が一斉に、やっぱり海外諸国に比べて日本は遅れているということで、今年度一斉に事業を開始するものございまして、本町も各小中学校の高速ネットワークづくり着手をはじめとして、将来的には1人1台の端末の整備を考えております。これは時間をかけて令和5年までに整備する予定でおったのですが、コロナ禍におきまして今年度中に整備をするということで、今後、補正予算等で対応させていただきます。と思っています。

ICTを活用した新たな教育環境の活用、また構築に今後も取り組んでまいりたいと思います。

○9番（横田貴次君）

大変早く設置をしていただけるということで安堵しています。今年だけの感染症ではございませんので、できる限り、町財政の許す限り、優先して取り組んでいただきたいと思います。

会派からの要望事項の5番、大規模風水害による避難所開設時の感染予防についてお伺いをいたしたいと思います。

今日も早朝から茨城県のほうで震度4の地震があったり、最近、日本全国地震が頻発しておって、いつ何とき来るものかなと私も身構えているわけですが、御答弁いただいたとおりで対応はされているのですけれども、今日の中日新聞の県内版でしょうか、北名古屋市が避難所運営についての感染症の研修会を開いたという記事が載っておりました。どんなことをやったのかなと思って私も二、三回、この済衆館病院というのは行ったことがあるのですけれども、感染症と捉えますと、3密ですとかマスクの着用以外に、ちょっと汚いお話になりますが、排尿、排便を明確に分けたりだとか、そういった講習もなされているということで、早朝から記事を読みながら、感染症に対する対応というのは奥が深いなと思っています。まだまだ始まったばかりなので、今後

もそういった検討をお願いしていくわけですが、これ、マニュアルとかそういったものへの対応というのはどのような形で今考えておられるかというのをお聞かせいただきたいのですが、避難所運営マニュアルとかありますよね、そういったところにどのような形で今後、目の前に迫っておりますので、対応がなされているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○防災課長（小島康資君）

避難所マニュアルにつきましては、それぞれ今回、大規模地震及び風水害等の対策として各職員、関係者に配布させていただいております。ただ、その中では今回のコロナ対策に関しては触れることができませんでしたので、今回新たに避難所運営に関しましては、町長答弁の中でありましたように、公民館を大規模な風水害、台風の際の避難所として使う予定をしておりましたが、こちらのほうが3密になるということから、急遽、今年度に関しましては小学校の体育館を利用するという事で変更させていただいております。

また、その中で小学校及び中学校の体育館を利用するに当たって、感染者の方が見えた場合はどういう対応をするかということになりますけれども、この場合は、事前にアンケート、検温等をやらせていただきまして、その時点で感染の疑いのある方に関しましては、東側は河和南部公民館、西側は奥田公民館を感染の疑いのある方の避難所ということで開設をしていきたいと考えております。

○9番（横田貴次君）

先日も町の職員の皆様で防護服の着用の講習会とかやっておられるというのも伺いましたし、行政としての対応の研修等もされているというので安堵はしているのですが、事が起きたときにやはりマニュアルに従って事を運ばなければいけないというのは分かるわけでありまして、どこか実際に運営ができるようなところに視点を置いて今後協議をしていただきたいなと思います。

会派からの5つの要望に対する再質問は以上で閉じさせていただきまして、支援事業と支援拡充についてお伺いいたします。

3つ目の質問の支援拡充については、先ほどの答弁の中で特に医療機関への支援のほうを伺いたかったなと思っていましたので、最後に1点だけ伺いたいの、支援事業について、町民一人一人に10万円の給付金と、また事業所向けに様々な業態業種によつての給付金がなされておりますけれども、各事業所向けというのは商工会さんが非常に協力的でサポートもしてもらいまして、この美浜町におきましては知多信用金庫さんもすごく前向きな御相談に乗っていただくということで、各業態、業況に合わせての利用がなされているのかなと思うのですが、個人に向けた10万円の給付金についてなのですが、全容は今、申請を受け付けている状況ではありませんけれども、最終的に住民基本台帳に載っている方から申請をなされない方も出てくるのかなと予想されます。私の近所にも、この間伺ったら、えっということをおっしゃっていた90歳近い独居老人、おばあさんなので、そんな方もいらっしゃる、ともすると新聞もテレビも見なくてという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった最終的な申請のなかった人への対応というのは今のところどのような形で考えておられるか伺いたいのですが。

○総務課長（大松知彰君）

まず、配送につきましては漏れがないように、今回、郵便局と事前に打合せしまして、遅配ですとか配送漏れがないように確実に届くように、先月の15、16日に配送させていただきました。

ただ、申請が手元に届いても、今現在、大体十五、六%の世帯がまだ申請書が届いておりません。申請書が届いた分については振込を急いでやっておりますところですが、今後、申請がない場合について、また広報8月号等で給付金の申請は8月までですというようなお知らせをするとともに、個別に相談があったものについて丁寧にま

た対応していきたいと考えております。

しかしながら、中にはこういった給付金、役場からのそういったものについて世話になりたくないという気丈な方もお見えになるのも事実でございます。現実、申請書の中でも要らないという申請書を出してこられる方もお見えになりますので、欲しい方について行き届くようにいろいろな方法で、メール等も含めて、電話対応はもちろんです。今後も8月末まで丁寧に説明していきたいと考えております。

○9番（横田貴次君）

お断りされる方がいらっしゃるということで、大変勉強になりました。

まだ十五、六%の方からの申請がないということで、ぜひ、要らないよという方は御奇特な方でよろしいのでしょうか、知らなかったよということのないように、特に我々議員をやっていると、区会さんともいろいろ協力しております、町内各行政区におきましては一人一人の区費の徴収ですとか、そういった方もいらっしゃるということと、あと民生委員の皆さんとかそういった方との連携をいま一度深めていただいて、ぜひ、もらい損ねてしまったという方が出ないように、最大限努力をお願いしたいなと思います。

14分を残しましたが、以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。

〔9番 横田貴次君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のために休憩とします。再開を10時45分といたします。

〔午前10時26分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、こんにちはしておきます。微妙な時間でしたので、おはようございますでもいいのかなと思いましたが、本日は、先ほど横田議員がチャレンジMIHAMA会派を代表してということとして、2人ですけれどもしんがりということになると思いますが、よろしく願いいたします。

私は、横田議員の質問と直接重なる部分が多少出てくるかもしれませんが、教育に関して質問させていただきます。8番 中須賀です。よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問の通告書に基づいて質問させていただきます。

まず大きな1番として、小中学校の臨時休校、保育所の利用自粛についてであります。令和2年1月に国内で初めて感染が報じられた新型コロナウイルス感染症への対策として、これまでどのような行政対応が行われたのか。また、4月24日に本件への対応に関する要望書を会派チャレンジMIHAMAから町長へ提出しました。その要望についても先ほど横田議員の質問にお答えいただきましたが、私は、以下の質問をさせていただきます。

まず、小中学校の授業の遅れや行事への影響についてですが、小中学校の臨時休校に伴う授業の遅れを今後どのように解消していくのか。また、予定されている学校行事への影響について、どのようなことが予想されます

か。

2点目、食材の納入業者や調理員等の救済、調理員に限らないですけれども、そういう働いてみえる方々への救済のための対応状況についてお聞きします。

小中学校の休校や保育所の利用自粛要請に伴い、給食の食材消費が大幅に減少していると予想されますが、食材の納入業者や調理員等への救済等の対応状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、図書館の対応についてでございますが、図書館が長期休館に伴い、休館時の図書貸出システムの拡充を求める声が寄せられていますが、予約貸出し等新たな利用方法についての検討の余地や新しい取組など、そういうお考えはありませんでしょうか。

以上で私の壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀議員の質問にお答えいたします。

私からは、御質問の食材の納入業者や調理員への救済等の対応状況について及び図書館の対応についてをお答えし、御質問の1点目、小中学校の授業の遅れや行事への影響については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、小中学校の臨時休校、保育所の利用自粛についての御質問の2点目、食材の納入業者や調理員への救済等の対応状況についてでございますが、保育所の給食では、保育所利用者の自粛を要請したため、食材発注量の調整に関するお願いをし、どうしてもキャンセルできない食材については、本町による買取りで対応をしております。

また、学校給食の発注と中止は、数回にわたる臨時休業延長の都度、全ての納入業者に対し個別に連絡を取り、相手の事情に合わせた対応をしております。

業者の多くは、他の販路で対応できるため食材のキャンセルが可能であるとの申出がありました。

納期の延長対応が可能なもの、例えば賞味期限が長い乾物や缶詰、調味料類などについては、6月以降で使用可能であり、意向に合わせて後日納入とするか、そのまま納入を受けたものでございます。

なお、突然の休業期間延長により、キャンセルできない食材については町で買取り、納入業者に損害が出ないよう対応をしております。

次に、調理員等への対応ですが、会計年度任用職員である臨時調理員には、今年度に入り、4月中旬、ゴールデンウィーク明け、5月末と3度にわたり、臨時休業延長と給食中止が決定される都度、学校給食センター所長から調理員本人の就業意向を個別に確認しております。

臨時休業期間中については、基本的には勤務を要する日としており、育児など自己都合により休暇を希望する方もおりますが、出勤を希望した臨時調理員には、常勤調理員同様、調理器具や給食センター施設内外の念入りの清掃、手作り布マスクの製作などの業務のほか、調理・安全衛生対策に関する研修などを行っております。

また、健康・子育て課と連携し、一部ではありますが、保育所調理員の欠員代替として応援派遣も行っております。

なお、休業期間が長期化したため、学校の夏季休業期間の授業実施に伴い、7月後半及び8月中も学校給食の実施が予定されておりますので、調理員の就業期間振替を行い、安定した学校給食の提供ができるよう準備をし

ております。

次に、図書館の対応についてでございますが、美浜町図書館では新型コロナウイルスの感染予防のため5月31日まで臨時休館しておりましたが、愛知県の緊急事態宣言解除に伴い6月2日から図書の貸出し、返却のみの業務でございますが、再開をしております。

予約貸出しについての他市町の状況ですが、おおぶ文化交流の杜図書館では、ホームページから予約のあった図書のみ予約本として貸出しを行っております。利用者が予約棚から直接図書を受け取るもので、スタッフと接触せず本を借りることができるシステムになっております。このシステムは通常の開館時にも行われているもので、美浜町図書館で実施する場合は、図書館システムの改修と受渡しする棚などの確保が必要となっております。

また、長期休館中に新たな取組を行った半田市立図書館では、児童本のみではありますが、1セット5冊の年齢に応じたセット本の貸出しを行っております。ただし、スタッフが利用者へ直接手渡しするもので、感染リスクがゼロではないものであります。

美浜町図書館では、臨時休館中の4月から指定管理に移行して、いつ開館されるか分からない状況の中、他市町の状況把握に努めながら、開館後の利用者に対するサービスの向上を図るための取組や開館に向けたコロナウイルス感染予防対策を行ってまいりました。

今後、図書館を長期間休館するようなことがあれば、今回の経験を生かし、他市町の取組を参考にしながら、少しでも町民の方に利用してもらえよう取組を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[降 壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、小中学校の臨時休校、保育所の利用自粛についての御質問の1点目、小中学校の授業の遅れや行事への影響についてでございますが、本年度、入学式と始業式のみ行い、5月25日の学校再開まで、臨時休業により学校での授業は行っておりませんでした。

授業日数にしますと、4月は8日から30日までの16日間、5月は22日までの13日間ございましたので、合わせて29日間授業が行われていないことになります。

この授業の遅れを解消するために、教育委員会では、夏休みの短縮、カリキュラムの見直し、学校行事の精選の3つの対策を考えております。

まず、夏休みの短縮でございますが、現在、お盆期間を含む13日間を除き、夏休み期間中の19日間に授業日として設ける計画でございます。

残りの10日分については、カリキュラムの見直し・変更・圧縮と全ての学校行事の精選により授業時間を確保できるものと考えております。

具体的には、今年度の水泳授業の中止、町小学校陸上大会の中止、中学校知多地方体育大会の中止などを予定しており、学習指導要領上支障のない範囲で、学習時間の短縮の精選・工夫に全教職員一丸となって取り組んでおります。

また、修学旅行や林間学校などの宿泊行事については、時期の変更、規模の縮小などあらゆる方面から検討しており、そのほか、夏休み期間中の応募作品等についても、児童生徒の負担軽減を考慮し、希望者のみの応募とするなど縮小する方向で検討しております。

いずれにいたしましても、授業再開後の感染予防対策をしっかり講じ、安全で安心できる学校生活を送れるよ

う最大限の努力に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、最初に図書館の件で再質問させていただきます。今回は、新型コロナウイルス感染症への急な対策として休館いたしました。今後また、第2波、第3波という話も聞いておりますが、長期間休館するようなことがありました場合、何か具体的な取組を計画していることがございましたらお示してください。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

今後、今回のような長期間図書館を休館するようなことが起きた場合の対応でございますが、半田市立図書館で行ったような取組は参考になるのかなと思っております。また、図書館に直接電話いただきまして、本を直接選ぶことはできませんが、在庫確認ができればその本を貸し出すというような対応もできるのではないかと考えてございます。ただ、いずれにいたしましても、スタッフが直接利用者と接する機会を設けることとなりますので、感染予防ということでもいいのかということと、あと、緊急宣言下の中で図書館に来館させるようなことをしてもいいのかななどということを検討しながら、やれることをやっていきたいと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、給食の食材についてお尋ねします。

食材を町で一部買い取ったとのことですが、どのように利用されましたか。また、暑い夏に、ふだん夏休みのときに給食を頂くということになりますが、衛生面も含めて夏向けの対策を教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、給食センターの対応について2点、質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、町で買い取った食材についてでございます。こちらにつきましては、賞味期限の比較的長い調味料類、みそとかしょうゆとかの調味料類、あと塩昆布ですとか干しシイタケなどの乾物、こういったものにつきましては、学校再開後に給食に使用しております。一部賞味期限の都合でどうしても6月以降に使用できない食材につきましては、例えば具体的には、3月に予定したのですが、ひなあられ、それから短冊切りのカット済みハムというのがございましたが、こちらのほうは町内の保育所の調理用に活用させていただきました。

次に、夏の給食対策でございます。これまで経験のない夏休みに授業を再開して、開催をして給食を提供するというのを全国の学校で取り組むこととなります。

これまで経験のない夏場の給食提供ということで、給食センターの調理員、栄養教諭、学校の校長先生らと今対策についてしっかりと練っております。もちろん、衛生対策ということで給食の調理員だけではなくて、配膳の車を運転する運送の方、それから学校の受入れの配膳員、学校用務員、その他そういった給食提供安全者とともに安全対策の強化策として、例えば、保冷保温ができる食缶、通常使っている食缶では夏場はなかなか耐え切れないということで、そういった食缶を新たに購入、また、配膳用のビニール手袋、これにつきましては、子供、児童生徒が、給食係というのがありますので、もちろん手を洗って消毒をして当たるのですけれども、それに加えてビニール製の手袋を急遽調達しまして、これを既に当たっています。

なお、小学生の低学年とか小さい学校につきましては、密を避けるために、児童ではなくて、今、先生が給食の配膳をしばらくの間行うという対応を取っております。

あと、やはり児童生徒、手洗い、配膳、後片づけ等で密にならない工夫、手洗い場も1つ置きにする工夫ですとか、そういった工夫もこれまでに加えてやっております。また、教室内での給食、子供たちにとって給食の時

間はすごく楽しい時間で、向かい合わせになってしゃべりながらという今までの生活様式とは変わった、全員正面を向いて会話はなるべく控えるということで指導するなど、ちょっと子供にとっては寂しいかもしれませんが、新たな学校における生活様式ということで、先生方に指導していただいております。

基本的な感染対策、これまでの授業中もそうですけれども、特に給食には衛生面に配慮しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（中須賀 敬君）

夏休みの対策というのも大変難しいこともありますし、本当はみんなで向かい合っただい言ひながら給食が食べたいところだろうとは思ひますが、我々子供の頃は黒板に向かっただい食べていたような記憶がございますので、我々の時代と一緒にのかなとちょっと思ひました。

引き続きまして、今度は夏休みの短縮に伴うことで、暑い夏に3密を避ける暑さ対策ですね、具体的に。エアコンは昨年度で用意されましたが、締め切っただいエアコンばかりじゃいけないんじゃないかという声も聞きますので、夏場の3密に配慮した暑さ対策とともに、登下校時の暑さ対策とか、何か考えていらっただいしましたら教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

3密でございます。集団感染リスクの対応の基本というのは、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、そして間近で会話を発生する密接場面ということで、まさしく学校そのものが今までそういったことを取り組んでまいりました、いわゆる3密が同時に重なるということは避けなければなりません。こういったことをできる限り避けていくということで、頑張っただい検討しております。

具体的な対策としましては、文部科学省のほうで学校再開におけるガイドラインというのを示しておりますので、こちらを踏まえまして、基本的な作業としまして毎朝の検温、非接触型の体温計というのを各校に既に配布をしております。こちらのほうで養護教諭を中心とした健康観察。登校時、給食の前、授業の移動のときなど、小まめな手洗い。当然マスクの着用。それから換気の徹底。特に、昨年エアコンを全ての普通教室に設置させていただきましたが、エアコンをつけた教室に、できれば対面の方向、2方向同時に窓で換気をする。放課には全部のドア、窓を開けて換気を徹底するというような徹底した換気。身体的距離の確保。これは席を少し離したりという作業が身体的距離の確保でございます。

あと、学校の先生、全ての教員にフェイスシールド、よくこういうフィルムのやつがありますよね、フェイスシールドを配布させていただきました。マスクもいいのですけれども、口元がやっぱり子供たちに見えたほうが、特に英語の授業とかは見えたほうがいいということで、フェイスシールドを着用するというでございます。

トイレ清掃、こちらも今のところ児童ではなく先生がやっただいいただいております。先生がトイレ掃除もやっただいいただいております。

そういった基本的な感染対策をしっかり講じる、これは教員の皆さんも子供たちも、これも教育の一環だと思ひますので、こういったコロナに対する教育も学校現場でやっただいいただいております。

こういったことに学校の先生、教員が共通認識を持つということ、それから学校全体で感染予防に取り組むということ、日々の教育活動において感染症の対策、その指導に努めただいいただいております。

夏が初めて、これも給食同様、夏休みに初めて授業を行うわけでございますので、夏の暑さ対策ということで、3つの、換気、身体的距離、マスクの着用が基本ではあるのですが、マスクって今もそうですけれども、すごく熱が籠もります。

政府のほうも誰も経験したことがない夏と言葉で言っただいしております。マスクしたまま夏を過ごすということは想

像を絶するものだと思っております。冬はすごく暖が取れていいのですけれども、夏はすごく暑い。そして、安全対策のために登下校、美浜町の子供たちはヘルメットを着用していただいております。ヘルメットにマスクをして登下校、真夏にやると、非常に健康上、害があるのではないかとということでございまして、これまでもヘルメットの着用は夏場一定期間において学校のほうで帽子に変更するとかいう対応をさせていただいておりますが、既に学校によっては一定期間ヘルメットじゃなくて帽子で登校してもいいよということを知らせていただいております。

マスクも国は、体育の授業はマスクを外して一定距離を保って、そういった接触のない授業をやってもいいよという通達をいただいておりますが、登下校はまだ文科省からも政府からも、そういった意見はいただいておりますが、これは臨機応変に対応していきたいと思っております。これまでも度重なる学校休業の延長のためにガイドラインの修正であったりいろいろな対応を全国で行っておりますので、こちらでも十分健康被害が発生するリスクが高くなれば、そういうことがあってはいけませんので、適度に水分補給をする、また先ほど申し上げたようにヘルメットを帽子に代えるなど、柔軟な対応を行っていきたいと思っております。

○8番（中須賀 敬君）

続きまして、先ほどお話に出てきました修学旅行とか林間学校などの宿泊を伴う行事について、具体的に今考えていることがありましたら教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

修学旅行、林間学校、キャンプ、こちらにつきましても子供たちがすごく楽しみにしている学校行事でございます。通常春に行われる行事でございますが、今のところ延期ということでやっております。これまでも、8つの学校の校長先生がいらっしゃいますので、校長会、通常ですと月に1回、校長会を開いておりますが、臨時の校長会、これまでも総理大臣が発言するたび、愛知県知事が急に発言するたびに校長先生を招集して、臨時校長会でいろいろなカリキュラムのことですとか行事について打合せをしております。

修学旅行につきましては、秋に延期が決まりました。実施できるように現在も検討を進めております。

林間学校につきましては、こちらは中止も含めて検討すると。これは宿泊行事そのものが密になるのではないということも全国で言われておまして、今のところ修学旅行は秋にやる、林間学校は時期がずれると林間学校そのものが目的がずれるということもありますので、中止も含めて検討を進めているという状況でございます。

○8番（中須賀 敬君）

修学旅行などに伴いまして、運動会、美浜町の場合は学区によっては区民運動会という形でやってみえるところもありますし、学校の運動会もあります。秋の運動会に関しては、今の段階でどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

秋の運動会でございます。修学旅行、キャンプ、運動会と、子供たちにとっては楽しい行事ばかりがなくなってしまうのは、非常に学校としてはよろしくないと思っております。運動会は学校運動会と併せて区民運動会という形でやっている地区、学校もたくさんございます。こちらにつきましては、夏場の練習時間の短縮、また先ほど申し上げましたように、今回は感染症予防対策をしながらの熱中症対策をしなければならないということで、そういったことも考えまして、今のところでございますが、平日に2時間程度と時間を短縮して子供たちだけで開催できるように、各校において検討しているところでございます。

区民運動会につきましては、学校だけではなくて実行委員会ですとか区長さんですとか、協議の場がありますが、教育委員会としましては、子供の負担、熱中症対策も考えまして、今のところ、そういったように検討を進めているところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

先ほど給食の食材の件である程度御説明していただいた部分ではありますが、今回、学校を再開いたしました。世の中で言われている第2波、第3波があるんじゃないかということで、先ほど課長もおっしゃっていたように、学校というのはそれこそ3密をどう避けるかという一番代表のような場所ですので、第2波に向けて対策を先ほどもある程度お示しいただきましたが、改めて第2波に向けての対策をまとめて言っただけだと、再度になりますが、よろしくお願ひします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

熱中症予防行動ということで、せんだって環境省と厚生労働省が示したものがございます。

言葉で言いますと、新しい生活様式における熱中症予防の行動のポイントが示されております。こちらにつきましては、まず、暑さを避けるということ、エアコンとの併用もそうでございます。エアコンがあるからといって冷やし過ぎては逆に体によくありません。子供は長期休業中でちょっと体力が落ちているんじゃないかと私たちも懸念をしております。部活も、中学校の部活は6月1日から始まっておりますが、運動を制限していたり、急に激しい運動はできません。暑熱順化というのですか、徐々に暑さに体を慣らしていくということが十分行われておりませんので、そういった対策を日々、この6月ぐらいから少しずつ軽めの運動をするとか、家庭においてはゆっくりとお風呂につかるとか、夏の暑い時期に耐え得る体づくりがまず必要だと思っております。

マスクにつきましては、今はもうマスクは必須、どこの観光地でもマスクは必須でございますが、やはり気候とか体調に応じてマスクは適宜外すとか、そういった判断もしなければなりません。マスクをしなければならぬということが一概ではありませんが、そういった判断をしっかりするという、あとやっぱりマスクをしていると喉がすごく渴きます。水分補給を小まめにするという、それから、やはり日頃からの健康管理、学校でできることは限られておりますので、そういったことが必要ではないかと思っております。

先ほどちょっと繰り返しになりますが、具体的な対策として朝の検温ですとか手洗い、それから換気、一定の身体的な距離を保つこと、先生方のフェイスシールドの活用、トイレの清掃とか、そういったことを学校と児童生徒と共通認識を持って取り組んでいけたらと思っております。

○8番（中須賀 敬君）

いろいろと詳細にわたり具体的な説明をいただき、ありがとうございました。今回の新型コロナウイルス感染症への対応で2月より現在まで様々な対応をしていただき、いろいろと御苦労されてきたのが、学校という教育の現場でも、教育委員会の方々も含めて苦労していただいたのがよく分かりました。今後の感染予防対策も含めまして、教育委員会としての考えとか、今後においての方針を教えてくださいたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

今後、現状の中でコロナ対策と学校教育ということで、総括ということで私のほうでお答えをさせていただきます。

唐突な話ではありますが、私は、子供たちにとっての1年と大人の1年は違うと思っております。子供たちの1年は密度が濃い。言い換えれば、子供たちの1年はかけがえのない1年であるということでもあります。子供の頃の経験や思い出、これはその後の人生の骨格をつくる非常に重要な要素になっていくと私は信じております。

さて、今学校が最も注力していること、部長、課長から答弁をいたしました。感染防止の体制づくり、環境づくりであります。教職員は、授業中はもちろんでありますけれども、放課も給食も掃除のときも感染の可能性をでき得る限り排除する、そのために子供たちが学校にいる間は、学校生活全ての場に神経を張り巡らせています。さらに、子供たちが帰った後、少し出ましたけれども、机や椅子、教室の扉や階段の手すり、トイレを含めて教

職員が消毒をしております。この一方で、学力保障という重要な問題があります。授業時間を確保しながらどれだけ授業を充実させられるかということでもあります。

ただ、今、授業にはいろいろな制約が生まれております。例えば、子供同士の対面の学習は避ける。先ほど給食のグループが話題になっておりましたけれども、授業の中のグループ学習、これも避けなければなりません。国語や算数もそうですが、理科の実験はグループですよね。家庭科の実習もグループじゃないですか。そういった非常に大きな制約を受けておるということであります。音楽科、歌を歌います。呼気が大量に出ます。今、駄目ですよ。それから笛、それから鍵盤ハーモニカ、ピアノというやつです。あれも唾液、飛沫が広がりやすいですよ。当面使えません。

それから接触、接近も避けなければなりません。体育でやるバスケットボール、接触しますよね。花壇で植物の観察をする、子供たちが集まって観察します。いやが応でも接近をしてしまいます。

今、学校はこういった制約の中で授業をどのように充実させていくのか、子供たちの気持ち、年度末までの残り授業時間数、それから先ほどから出ておりました行事の精選、縮小、そういった様々な要件を考慮しながら、今にふさわしい学校づくりに取り組んでいるところであります。

先週25日から学校が再開されました。私も早速全部の学校を回ってきました。どの学年もどの教室も見て回りました。教職員、本当によくやっています。子供たちはどうか。そういったことに応えるように、子供たちも新しいルールの中で、放課のドッジボールやサッカーは駄目ですよ、今。そういったことも、いろいろなことを我慢しながら本当に子供たち、頑張っています。

保護者はどうか。各家庭には多面にわたって御理解、御協力をいただいております。私の目には、この未曾有の状況の中で学校は新しい姿に生まれ変わろうとしている、そんなふうに映りました。私ども教育委員会も感染防止に、そして授業の充実に、できる限りのサポートをしていきたい、そう強く決意した次第であります。

冒頭に申し上げました子供たちにとってのかけがえのない1年、5月、6月が過ぎました。あと令和2年度は10か月です。この残り10か月を子供たち、保護者、学校、そして行政、心を一つにして、この残された10か月をすばらしい時間にしたい。教育委員会も全力で対応していきたいと思っております。議員の皆様方におかれましても、こうした状況をよく理解していただいて、これまで同様、またこれまで以上に本町の小中学校をお支えいただきたい、心からお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

学校関係者の皆様が苦勞しているということがよく分かりましたので、できる協力はさせていただきたいと思っておりますので、またお声がけさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席に戻ってください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時24分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔3番 森川元晴君 登席〕

○3番（森川元晴君）

皆様、改めて、こんにちは。

3密という生活を3か月ぐらい送ってきました、本当につらく、寂しいなというようなことを我々大人でも感じています。そんな中で、子供は本当にどんな気持ちでおるのかなと思う次第であります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について。

（1）新型コロナウイルスに伴う財政的影響について。

コロナに伴う財政支出及び地方税等の税収減は、今後の財政運営、社会福祉並びに住民生活にどのような影響を及ぼすと考えていますか。

（2）運動公園整備等の大型公共事業への影響は。

（3）子供たちの見守り体制への協力、支援について。

長い休校が続き、通常的生活習慣及び学校生活等のリズムが崩れ、子供たちの身体への不安、変化に対し、家庭、学校並びに地域の役割を明確にして、今まで以上の見守り体制を強化することが必要と考えます。

また、これから暑い夏を迎え、先生方ではありますが多忙な日程が予測されます。学校側に対し、私たち地域の親（住民）、行政として、どのような協力、支援が必要と考えていますか。

2、自然災害への対策、対応について。

全国各地で相次ぐ自然災害、特にいつ発生するか分からない地震について、改めて町の対策、対応を確認させていただきます。

（1）大地震発生時の避難周知について。

これは想定ではありますが、今この議場で突如巨大地震が発生しましたと想定します。自助行動を取った後、行政として各担当部署はどのような行動を取り、住民、自主防災会等へ避難周知を行いますか。

（2）災害時の「共助」の周知、啓発について。

防災を進める上で、3つの基本的な考え、自助・共助・公助（協働）があります。

そこで、災害時、共助とはどのような行動が求められ、行政として住民にどのような周知、啓発を行っていますか。

（3）「公助」について。

公助は、住民の生命、財産を守る行政として最大の任務であります。救助活動、避難所の開設、救援物資の支給、仮設住宅の建設等の体制は確立されていますか。

3、不審者情報とその対策・対応について。

最近起きた美浜町内での不審者情報とその対策・対応を伺います。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

森川元晴議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の3点目、子供たちの見守り体制への協力、支援について以外をお答えし、御質問の3点目については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響についての御質問の1点目、新型コロナウイルスに伴う財政的影響についてでございますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策予算につきましては、国の特別定額給付金給付事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用を考えております。

また、本年度の町税につきましては、徴収猶予制度などにより少なからず影響があると考えております。令和3年度では、町民税で休業要請等により落ち込むものと見込んでおり、注意深く見守っていくとともに、今後の財政運営、社会福祉並びに住民生活への影響が出ないような財政運営に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、運動公園整備等の大型公共事業への影響はでございますが、運動公園整備事業をはじめとする都市公園整備事業の財源は、都市計画税と国の補助金でございます。また、他の大型公共事業の財源も基本的には国等の補助金及び地方債であり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国庫補助金等への影響は当然想定される場所であり、その動向に注意をしておる必要があると考えております。

次に、自然災害への対策、対応についての御質問の1点目、大地震発生時の避難周知についてでございますが、大規模地震とは震度5強以上の地震と定義をされております。大規模地震が発生した場合、職員は、大規模地震発生直後職員初動体制マニュアルに基づき行動することになっております。町は、速やかに美浜町災害対策本部及び現地災害対策本部を設置いたします。住民等への周知につきましては、防災無線や美浜町メールサービス等を活用し、避難の勧告または避難指示などの避難誘導と併せて、津波情報や避難所開設等の必要な情報を伝達することになります。

次に、御質問の2点目、災害時の「共助」の周知、啓発についてでございますが、共助とは、議員も御承知のこととは存じますが、地域の災害時に要援護者の避難協力や地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことを言います。本町としては、災害時に円滑な行動ができるように、各地区で開催しております防災訓練、これへの参加や自主防災会、学校及び職員と合同で行う図上訓練等の参加を募るとともに、民生委員さんをはじめ関係する関係団体の協力を得ながら、要介護者や障害者等の避難行動要支援者を把握し、一人でも多くの方に登録をお願いするなど、共助の推進に努めております。

次に、御質問の3点目、「公助」についてでございますが、公助とは、議員の言われるとおり、町民の生命、財産の安全を守ることが行政の責務だと考えております。職員は、大規模地震発生直後職員初動体制マニュアルに基づき、町内の指定避難所に現地災害対策本部を開設し、住民の安否調査、消火活動、救助活動、避難所の設置、給水給食の実施等の業務に当たります。また、仮設住宅においては現在7か所を建設用地予定地として、建設可能戸数は総計で382戸になります。

次に、不審者情報とその対策・対応についてでございますが、一番近いもので、令和元年9月に奥田地区で不審者情報がございました。このときの対策として、明るく人通りの多い道を歩く、それから防犯ブザー等の防犯グッズを活用する、不審者、不審車両を見かけたらすぐに警察へ通報するといった内容を美浜町メールサービスで配信をいたしました。

日頃の対策としては、美浜町を良くする会東部地区防犯パトロール隊と野間学区子どもを守る愛のパトロール隊が犯罪を未然に防止し、安全で住みよいまちづくりの実現に向けて町内を定期的に巡回していただいております。情報を取得した際の対応といたしましては、不審者情報が入り次第、地域住民には美浜町メールサービスで情報を配信いたします。また、防災課から各区長及び防犯連絡責任者の方へファクスまたは電話連絡を、あるいは学校教育課からは各学校へ、健康・子育て課からは各保育所へ連絡を行い、そこから保護者の方へメールでの

周知がされる仕組みとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

[降 壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、御質問の3点目、子供たちの見守り体制への協力、支援についてでございますが、日頃から地域の皆様には、登下校時の児童生徒の見守り、スポーツの指導、子供の居場所づくり、校庭の草取りなど、多方面において、学校に対して大変お世話になっており、感謝申し上げます。

今般の長期にわたる臨時休業により、子供たちは家庭生活、学校生活において、これまでの当たり前の生活リズムとは異なる体験をすることになりましたが、これまで同様、地域の皆様の温かい見守り、御支援が必要だと考えております。特に、今年度は授業の遅れを取り戻すため夏休みを短縮し、夏休み期間中の授業実施を検討しておりますので、安全・安心な登下校はもちろんのこと、暑さ対策に加えて、新型コロナウイルス感染予防対策も万全に講じる必要があると考えておりますので、議員の皆さんにおかれましても、御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○3番（森川元晴君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、最初の1問目でございますが、現在まだコロナの終息が見えていない中で、このような質問をするのはどうかと思っておりますが、今朝の中日新聞の記事にもありましたが、やはり一面に載っていましたが、各中小企業に及ぼす悪影響ということで、6月以降、さらなる事態が悪化するのではないかなというような記事も載っていました。これはどういうことかということは、やはり町の財政にもかなり影響してくるのではないかなと思っております。

今回の影響ということでありますが、2問目の運動公園整備等の大型公共事業への影響ということで、2点ほど伺いたいと思います。

まず、2つの公園整備事業に関しまして、整備内容、建設費、後の維持管理費、また運営費、運営方法等は、以前にお話がありました観光協会や商工会、大学等、関係機関との協議をされて決めていく、検討されているのではないかなと思っております。このような事態、コロナの感染を迎え、現在、工事も進められていると思いますが、事業費も含めどのような影響があるか、また、国や県の対応を踏まえて現在の進捗状況を伺います。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの都市公園整備事業に関します新型コロナウイルスの影響ですとか対策ということですが、現時点では特に影響は出ておりません。したがって、昨年度から継続で行っております工事とか今年度の業務に関する手続等は、予定どおり順調に進めさせていただいております。

財源の一つであります国の交付金でありますけれども、今年度の内示につきましては、要望額の約9割の内示をいただいておりますし、また先月、来年度、令和3年度の概算要望のヒアリングも県のほうでありましたけれども、その際も、新型コロナウイルスの影響によって来年度どうなるかというアナウンスは特にございませんでした。

整備後の運営費につきましては、今、森川議員が言われるように各団体の方との協議を始めておりますけれども、今回のコロナウイルスの関係での町内でもそうですし、他市町の公共施設の運営の影響等を見まして、今後こういうこともしっかり検討事項の中に入れていかななくてはいけないなという認識を持って検討に入りたいと思

います。

○3番（森川元晴君）

特別な影響は今のところないというお話ではありますが、ただ、私だけかもしれませんが、町民の一部の皆さんから僕の耳に入ってくるお話ではありますが、やはりこのような事態になって、これだけの大きな公園整備事業を行っておる場合ではないだろうと、公園は都市計画税を充当しているからいいじゃないか、いや、そうじゃない、町民にとってみれば都市計画税も我々が払う税金には変わらないんだと、そのようなことを述べられる住民の人もおるということだけ、ちょっと聞き留めていただきたいなと思っております。

そこで、3月の一般会計予算の討論をさせていただきましたが、改めて再度確認をさせていただきます。

公園整備事業の推進のために、本来優先される福祉や教育分野、生活環境等の施策、事業等には影響がないとお考えか、改めてお伺いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

福祉等の事業への影響があるかないかというお話ですけれども、先ほど税金の使い道のことも森川議員はおっしゃられました。これまでも住民説明会等で、都市公園事業と福祉、教育等の事業については財源が違いますということを説明申し上げてきましたので、そこのところだけはちょっと理解いただきたいと思います。本来優先される福祉等の事業ということですが、都市公園整備事業は福祉事業や教育事業を後回しにして進めておるわけではなくて、福祉の事業は福祉の事業で進めておって、公園事業は公園事業で進めておるというスタンスです。

今後、当然コロナウイルスによりまして影響は懸念されます。ですので、今現在は影響が出ていないと先ほど申し上げましたけれども、今後、当然国の財政、町の財政においても影響が出てくることは懸念されますので、そこは心に置いて対応していかなくちゃいけないと認識しております。ただ、公園事業によって福祉や教育に影響があるということは、財源の面からではございませんので、よろしく願いいたします。

○3番（森川元晴君）

1問目の（3）子供の見守り体制のことではありますが、今、教育部長が答弁されたように、できるだけ家庭、地域で協力したいなという思いであります。先ほども、議員におかれましては御協力、御支援をお願いしますというような形であります。

そこで、子供の心の不安については、最近、新聞等でよく掲載されていますけれども、美浜町の町としての考え方を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、学力も大切であります。家庭での生活の乱れや、夏休みをはじめ、楽しみにしている行事、イベント等が延期、中止、また学校での集団生活、部活等が制限される中、子供たちの学校へ行く意欲等が失われ、不登校に伴う非行、犯罪等に巻き込まれるリスクも高まると考えられます。PTAをはじめ、私たち地域住民はどこまで踏み込んだ見守り体制ができ、行政としてどのような周知をお願いしていきたいか、改めてお聞きいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

見守り体制ということで、不登校をはじめ、問題を抱えた子供たちが少なからずいらっしゃるということでございます。こちらの見守り体制でございますが、学校現場では担任の先生とか養護の先生、スクールカウンセラー等おりますが、学校以外でも例えば児童相談所、警察、民生委員、児童委員など様々な地域のネットワーク、これらを総動員して、支援ニーズの高い子供たちを定期的に見守る体制、こちらを確保して体制を強化していきたいと考えています。

○3番（森川元晴君）

そういう答えかなとはちょっと想像していたのですけれども、改めてお聞きします。

いろいろなケース、状況がありますが、学校へ行く意欲等が失われた。これはひょっとしたら今回コロナに限らずに、不登校の予備軍という言い方は失礼に当たるのかもしれませんが、そういう子もいるのではないかなと思うのです。要するに学校へ行く意欲等が失われた子供へのその家庭、地域の対応、役割を、我々は専門家ではありませんので、一般的な考え方でいいですので、その家庭の役割、地域の役割というものはどうなのかということをお聞きたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

不登校児の一般的な対応ということで解釈をさせていただきますので、こちらについてお答えさせていただきます。

一般的な不登校児は問題をいろいろ抱えております。そういった立ち直りの手助けをするために適応指導教室、これはホープみはまというものが美浜町福祉センターの中に設置してございます。こちらでは不登校児の実態把握と対策の検討、あと、いろいろ問題を抱えたそれぞれの立場に合った適応指導、また相談業務、関係機関との連絡調整、もちろん学校と家庭などの調整を行って、適応指導を行っております。

○3番（森川元晴君）

そういうような場所があるということではありますが、これは私の考えかもしれませんが、子供たちが家庭、親、学校の先生方以外に心の悩み等を相談できる場所というような形の質問をさせてもらいたいのですが、私の思いだと、結局、これはちょっとおかしな言い方になるのかもしれませんが、家庭と学校が密接になればなるほど、これはちょっと僕の知っておる例なのですけれども、その子供が孤立をしていくというようなケースもあります。そんな中で、その子供が本当に相談できる場所、そんなようなところはあるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きします。

○議長（大岩 靖君）

森川議員、もうちょっとコロナウイルスの感染予防対策の影響ということで質問状が出ておりますので、質問内容をもう少しまた精査してください。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

済みません、ちょっとこの不登校のことから大分それて、コロナから不登校、その相談する場所ということで、すけれども、最近、部長も教育長も見ていると思うのですけれども、中日新聞とかにもよく載っていますよね、子供の声を聞いてとか。やはりなかなか子供は親にも言えない、学校の先生にも言えない、今回の休みが続いて心を病んでいる、そんな子供たちが結構いるのではないかなというような新聞記事が載っております。それに対しての心の悩み等を聞いてくれる、そんな場所がありますかというような質問でございます。

○教育長（山本 敬君）

コロナウイルス、この状態であってもなくても、思春期の子供たちはいろいろな悩みを抱えております。それは御理解いただけますよね。

一般論としてお話をしますが、相談する場所、例えば、愛知県でこんな小さなカードを配っておりますけれども、県で悩み相談の電話、そういうものをサービスしております。子供も親もやれます。それから、一番身近で有効だと思うのが、今小中学校に配置されておりますスクールカウンセラーであります。スクールカウンセラーに「ねえ、実は」ということで、基本的に個人のそういう秘密を厳守ということで、当然カウンセラーと学校が

やっていますけれども、カウンセラーが聞いたことが全て学校に伝わるわけではない。そういう相談者の立場も尊重しながら、スクールカウンセラーのシステムが今運用されております。先ほど申しましたホープみはま、適応指導教室、そこも子供も受け入れますが、相談もできます。これについては広報等で周知しておりますけれども、大きく分ければこの3つです。あと、そのほか知多児童・障害者相談センターが半田市にありますので、そちらへ直で御相談いただける、そんな方もいらっしゃいます。以上4点ぐらいで、私どもとしては手厚い相談体制を備えているという認識をしております。

ただし、いきなり県へ、知多児童・障害者相談センターへというのは難しい、ちょっとハードルが高いかもしれません。そういうときこそ、地域の近所の方が「どうしたの」と「実はこうなのです」と言ってくれる。言わなくても、いや、こういうところがあるので一回相談してみたらということで、そういう地域と今言った行政の体制、それが融合して子供たちを守ることができるのではないかなと考えております。これはコロナに限らずに、一般的な話であります。

○3番（森川元晴君）

先ほどの教育長の総括的な話、学校の現場での話、本当に地域、また家庭、僕は家庭が一番大事だと思っておりますけれども、一丸となってこの変則、この事態を乗り越えていきたいなど、そのように感じておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番目の災害に関して質問をさせていただきます。

今日、同僚議員も言いました、今朝も関東地方で震度4の地震が発生しました。これは毎日どこで起きてもおかしくないというような状況であります。ただ、1点気になることを言いますと、震度4クラスの地震が本当に各地で最近多いなと感じて、これは住民の方もかなり心配しているのではないかなと思っております。

そこで、美浜町地域防災計画という計画書があります。その地震災害対策計画というところを参考に質問をさせていただきます。

まず、最近配られたその地域防災計画の中で、地震・津波災害対策のところの総則のところに変更部分がありました。ちょっと読み上げさせていただきます。南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%から80%と予測されております。この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況であると変更がなされております。これは数値が変更になったということで、今までは確率が「70%」が「70%から80%」になったと、確率が上がったということです。

そこで、防災計画の中の被害想定というところがあります。「過去の地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」という2つの想定モデルが記載されております。そこで「過去の地震最大モデル」、ここでは美浜町に震度7の地震が発生しましたという想定で書かれております。そこでは、浸水・津波、美浜町の津波の予想としては、津波高3.9メートル、津波の到達時間が最短で27分、このようなことが記載されております。ほかに被害量の想定とかがありますけれども、これも不思議に思うところがありますので読ませていただきます。

揺れによる全壊が約900棟、津波・浸水による全壊が30棟、地震火災による焼失が200棟、液状化というのもありますけれども、合計で1,200棟被害があるとうたわれております。人的災害が建物の倒壊等による死者が60名、浸水・津波による死者が20名、急傾斜地崩落等による死者が5名と、地震火災による死者が5名と、計80名というような数値になっておりますが、これを見ておって、建物の倒壊等が1,200棟あって、最終的に死者の合計が80人で済むのかなというのが、自分ではどういう数字の出し方をしているのか分かりません。

そこで、もう一か所、避難所のことが書いてあります。

発災1日後の想定避難者が避難所で約3,000人、1週間後の想定では3,700人、1か月後の想定では6,700人

というようなことが記載されていますが、これも疑問に思っているのが、この6,700人の人が、美浜町の先ほどコロナの関係で避難所ということもありましたが、7か所でしたか、何かそういう説明がありましたか、この6,700人の人が避難できるのかなというようなことも心配なところで、これは質問ではありませんので、書いてあることを……

○議長（大岩 靖君）

森川議員、質問内容をもっと簡明にお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

そこで、今回、一番何が聞きたいかということと言いますと、美浜町の津波の予想について震度の規模、潮の満ち引きや時間帯によって誤差はありますが、先ほども言いましたように、津波高最大3.9メートル、津波の到達時間は最短で27分と想定されていましたが、ここから問題なのですけれども、結局、津波到達時間内にどこまで避難行動が取れると考えているのか、防災課長、よろしくをお願いします。

○防災課長（小島康資君）

森川議員が言われるとおり、美浜町地域防災計画では本町の津波予想が記載をされております。津波高が最大で3.9メートル、津波到達時間が最短で27分、こちらは先ほどありましたように、美浜町の震度予想が7と考えた場合のものになります。

まず、時間内に避難行動を取っていただくためにも、まずお願いしたいのが、今住んでいる場所が浸水区域に当たるかどうか、こちらをまず自分たちで確認をしていただきたいと思いますと考えております。こちらは、防災課が作成しております災害ハザードマップで確認をすることができます。そしてその後、近くに高台はどこにあるのか、また津波が発生したらどこに逃げるかを家族の間で話し合いをしていただいて、あとは、逃げるときには非常持ち出し品及び備蓄品を持って逃げていただくというようなことになるかと思えます。

また、逃げた後では、警報が解除されるまでは、家族を探すとか、自宅の様子を見に行くというような行動は慎んでいただきまして、解除後に指定されています緊急避難場所へ移動するというようなことをお願いしたいと思えます。

なお、先ほど災害ハザードマップの話をさせていただきましたが、こちらは防災課で必要な方には配付させていただいておりますので、また取りに来ていただければお渡しさせていただきます。

○3番（森川元晴君）

本当に先ほども言いましたが、27分間の間にどんな行動が取れるのかな。よほど日頃から住民、地域の人たち、先ほども共助というお話をさせてもらいましたけれども、協力し合って逃げるということとその時間内で行う、これは本当に難しいことだと思いますけれども、住民の命を守るということでしっかりと周知していただきたいと思っております。

もう一点、前回にも聞いたことがあるのですが、このような緊急事態、すぐに避難等をしなきゃいけない、先ほど町長のほうから要支援者の話も出ましたが、本当に救助しなきゃいけない、逃げなきゃいけないというときの各区にあります自主防災組織、その自主防災組織との連携とか、そういうものの確立はしっかりとされていますか。

○防災課長（小島康資君）

この自主防災組織についてでございますが、災害による被害の防止または軽減を図るため、地域住民または施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進することを目的に各区に設置がされております。しかしながら、設置はされているものの、町や消防団などの関係団体との連携体制の確立までにはまだ現在至っていないという

のが現状です。

そのため、町は組織の育成として、毎年減災カレッジを開催し、災害意識の向上や防災ボランティアの養成とともに、資機材の購入や備蓄食糧等に対し補助金交付要綱を定めまして、自主防災組織への補助をしているのが現状です。

○3番（森川元晴君）

それだけのことが決められて体制はできていると思いますが、現実、災害が起きたときにどれだけ機能するかというのは大体想像がつくと思いますが、ほとんど機能しないと思います。ここの庁舎というのは耐震がされていますよね。例えば、先ほどの質問の1問目じゃないですけども、取りあえずはここにおける以上は耐震化されていますので、職員の皆さんも多分助かるのではないかと考えておりますが、やはりその後の行動をいかに敏速に俊足に動くかということが大事ではないかなと考えております。

それでは、最後の不審者の質問でございますが、私この質問内容というか定義を間違えていたのかもしれませんが、先ほどは奥田地区で1件あったというようなお話でありましたが、もうちょっと重い犯罪というのか、侵入等々の犯罪性のあるような事件、最近何件把握をされていて、その内容が伝えられるものだったら教えていただきたいと思います。それと、もう一点、こういうふうな犯罪等の不審者も含めてですけれども、住民の防犯に対しての周知、啓発等はどのような対応をされているか、2点お伺いします。

○防災課長（小島康資君）

先ほど町長の答弁の中でもありますように、昨年度の不審者情報については1件でしたが、忍び込み、空き巣被害情報としては7件、昨年度は発生をしております。この7件のうち、窓ガラスを割っての侵入が3件、無施錠のところから侵入したのが4件の内訳になります。地区別では、河和学区で2件、野間学区で3件、奥田学区で1件、上野間学区で1件という内訳になります。

こちらの対策としまして住民の方にはお願いしているのは、施錠の徹底、補助錠やセンサーライトなどの防犯設備の活用、現金や貴重品を保管しない、不在等が分かるようなSNS等での投稿をしないというような内容のものを美浜町メールサービスで配信をさせていただいております。

○3番（森川元晴君）

先ほどの地震にしても、この今の不審者の話、犯罪の話もそうなのですが、本当に住民の人たちが、特にこのような御時世になってしまいましたが、安心して生活できるようなそういう環境づくり、また周知等をしっかり行っていただきたいということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

〔3番 森川元晴君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のため休憩といたします。再開を2時ちょうどといたします。

〔午後1時45分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔2番 鈴木美代子君 登席〕

○2番（鈴木美代子君）

2番 鈴木美代子です。

最後になりましたが、一般質問を行わせていただきます。

1、新型コロナウイルス対策について。

（1）重症化の抑制について。

新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐために、町内の病院でPCR検査や抗体検査ができるように働きかけをしませんか。

（2）水道料金の一部無料化について。

町民の生活を守るため、町施策として水道料金の基本料金を無料にしたらどうでしょうか。

（3）マスク、消毒液不足の解消について。

マスク、消毒液不足の解消を、町として考えてはどうですか。

（4）危険手当の支出について。

国から来る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が美浜町には9,326万9,000円あると聞いております。このお金を使って、新型コロナウイルス対策の一つとして、医療、介護、保育所、学校、幼稚園等の従事者に対して危険手当を出すべきではないか。

2、美浜の稲作農業の展望は。

農家の多くは高齢化の中で稲作を自分でやるのではなく、ほとんどの農家が担い手農家と言われる大規模に耕作する農家の人に委託している。しかし、担い手も高齢化しており、あと10年もすれば大変な状況になることは明らかである。こうした稲作農業の問題を、町はどのように考え、どのような展望を持って取り組んでいますか。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス対策についての御質問の1点目、重症化の抑制についてでございますが、愛知県の新型コロナウイルスPCR検査は、保健所の帰国者・接触者相談センターを通じて、県内47か所の帰国者・接触者外来において行っております。PCR検査及び抗体検査は、国、県から要請された医療機関が帰国者・接触者外来を開設し対応しており、町が町内の医療機関に働きかけるものではありませんので、御理解をお願いします。

次に、御質問の2点目、水道料金の一部無料化についてでございますが、水道事業は水道料金収入によって運営をされております。水道施設の耐震化、老朽化した配水管の布設替え工事などは、水道料金によりその収入を見積もり、将来にわたって安定的に事業継続ができるよう運営を行っております。

水道料金の一部を無料化するには、一般会計からの無料化相当の繰入れが不可欠であり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も検討いたしました。今回は、遺児手当の上乗せ、それから夏休み期間中の小中学校給食費の減免、プレミアム付飲食券の販売、そして医療機関等への補助といった事業に充当させていただくことになりまして、水道料金の一部無料化は見送ることとさせていただきました。なお、国の令和2年度第2次補正予算案において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額が閣議決定されておりまして、正式に追加交付された場合には、改めて検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願

ます。

次に、御質問の3点目、マスク、消毒液不足の解消についてでございますが、2月から深刻なマスク不足が続いておりましたので、医療機関、社会福祉施設及び妊婦の方にマスクを配付させていただきました。最近は、少しずつ店頭で販売が始まりましたが、今後、価格が安定した際には、不測の事態に備え購入、備蓄をしたいと考えております。また、各地でマスクの寄附を募る取組が始まっており、本町でもマスクの寄附を募り、高齢者、障害者施設や必要な方々に配付する取組を始めております。消毒液の不足については、様々なウイルス等の除菌対策に使用される酸性電解水を町民の皆様に使っていただくため、先月の12日に役場と野間公民館の2か所に機器を設置し、町民の方へ無料配布を行っております。

次に、御質問の4点目、危険手当の支出についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特に新型コロナウイルス感染症対応の最前線であります医療機関への感染症対応補助金の支援を考えており、有効に活用していただければと考えております。

国及び愛知県では、医療機関及び介護施設を対象に一部要件がございますが、危険手当に関する支援を行うとのことですので、御理解をいただきたいと思っております。また、本町職員が勤務する保育所及び学校の従事者への危険手当支給については、美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例において、支給要件として著しく危険、不快、あるいは不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務と定めておりますが、現状においては、新型コロナウイルス感染者と直接接触するような著しく危険な業務は行っていないと認識をしております。

次に、美浜の稲作農業の展望はについてでございますが、稲作農家の多くが後継者不足となって、担い手農家に委託しているものの、担い手自身が今現状では高齢化をしてきております。この問題については、当然町も承知をしております。大事なことは、今後の美浜町における農業振興は町のみで考えるのではなく、地域の農業者を含め、県やJA、農業委員等一緒に考えることであり、話し合う中で方針をつくり上げていかなければいけないと考えております。

まずは、地域が抱える問題を共有し、今後の地域農業をどのようにしていくべきか、また誰が中心的な役割をして担うのかを皆で考え話し合う「人・農地プラン」を、若手新規就農者が多く、意欲的に農業に取り組んでいる布土地区において先行して進めているところでございます。今後、布土地区をモデルケースとして、河和、河和南部、野間、奥田、上野間の5地区におきましても順次進めていく予定でございます。JAでは農業振興ビジョンを作成し、水稲については作業の効率化や品質向上、受託作業組織の再編等を目標に掲げ、稲作農家に対する営農指導や機械、設備導入に対する補助等のサポートを継続的に行っていると伺っております。

今後の美浜町の展望として、これは稲作に限らず、愛知県及びJA、農家との連携を図り、農地の集積、集約を進め、作業効率の向上を目指してまいります。また、同時に経営継承を含む担い手の育成、それからUターン者及び町外からの農業経営者の呼び込みによって、人的課題の解決も目指してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○2番（鈴木美代子君）

まず、コロナウイルスについて、1番から順番にお聞きしたいと思います。

コロナウイルスの重症化を防ぐために、町内の病院でPCR検査や抗体検査ができるように働きかけをしないかということで、町長から美浜では今はできないという答弁がありました。

ただ、美浜もかつては保健所がありまして、私は覚えがあるのですけれども、結核検査なんかのBCG陽転なんかする子が布土小学校から歩いて、そうやって検査へ行った覚えがあって、あれも行政改革の中で保健所がなくなったのです。やっぱりそういうこともあるから、これから考えなければいけないと私はそのときそう思いました。

次の問題です。

水道料金の一部無料化については、今問題が発生している最中ですが、水道料金の無料化をこの愛知県内あるいは知多郡内で何件が無料化に踏み切っているのか、教えていただきたいと思えます。

○水道課長（夏目明房君）

ただいまの御質問でございますが、愛知県まではちょっと捉えておりません。知多半島5市5町の状況をお答えしたいと思います。5市のうち4市が実施または今後実施する予定でございます。5町の状況でございますが、町につきましては2町が実施または実施する予定と現在となっております。

○2番（鈴木美代子君）

ごめんなさい、ちょっと聞き取りにくくて、もう一回。

○水道課長（夏目明房君）

5市5町のうち4つの市が実施または実施する予定となっております。あと、5町のうち2町が実施または実施する予定と現在はとなっております。

○2番（鈴木美代子君）

水道料金は一般会計からの繰入れをしなければ駄目だと今言われたような気がするのですけれども、5町のうちの4町が……

〔「5市のうち4市が実施または実施予定、町の5町のうち2町が実施予定です」と呼ぶ者あり〕

○2番（鈴木美代子君）

だから、美浜でもできないことはないと思うのですけれども、そういった先進町に倣って美浜はしませんか。

○水道課長（夏目明房君）

先ほど町長もお答えいたしました、水道事業は水道料金収入によって事業運営がされております。ですから、一般会計から補填をいただかないと水道利用者の方の使用料金で減免する形になりますので、将来の水道管の耐震化だとか、老朽化した水道管の布設替え、その事業が遅れる格好になりますので、そういうことは水道事業としては、今後の耐震化または地震災害に対応していくためには計画どおり行いたいと思っております。ですから、一般会計から補助がないと、なかなかそういうことを実施できないという格好でございます。

○2番（鈴木美代子君）

どの町でもどの市でもそういう点は同じだと思うのです。みんなそれぞれのまちで足りないお金でやっているのですが、こういう場合は緊急の場合です、命に関わることです、こういうときはやはり思い切ったところと同じように、私は水道料金の基本料金の無料化に踏み切るべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○水道課長（夏目明房君）

他市町の減免につきましては、全て一般会計からの繰入れが財源となっております。

○2番（鈴木美代子君）

一般会計からの繰入れが主だということで、美浜ではなぜそれができないのか、説明してください。

○総務部長（杉本康寿君）

一般会計というのは美浜町の予算総額になっておりまして、その中で一般的に使える部分が、大体美浜町の予

算規模でいきますと70億円、今回補正予算等々でいきまして90億円前後になっております。あと、基金残高が令和元年度の年度末現在が約8億円ぐらいあるかと思っております。その中で美浜町の全体を運営していくわけがございます。

本来であれば、鈴木議員がおっしゃるとおり、減免はしていきたいわけがございます。先ほども町長答弁がございました、今回の補正予算を今から上程させていただくわけなのですが、国の地方創生の臨時交付金を活用して、まずは町として選択肢を選択いたしまして、夏休み期間中に小中学校の授業があるということで学校給食費の減免、あと経済の立て直しのためにプレミアム付飲食券の販売等も計画をしております。それらの分に先に充当させていただくことを考えております。

なお、国が第2次補正予算の案を今回増額の閣議決定をされておりますので、その分が正式に追加交付された場合において、改めて検討していくと我々も考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○2番（鈴木美代子君）

今の説明で、10月でしたか、改めてそういう補正が閣議決定されるだろうという話で、そうしたら考えたいという話でしたので、またその節にはぜひ美浜町も考えていただきたいと思っております。

次、3番のマスクと消毒液の不足の解消についてですけれども、マスクは国から1人2枚でしたか、1軒何枚だか来るのではなかったですか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

国から一般家庭、各家庭に2枚ということは聞いておりますが、まだ現在美浜町の中で「届いたよ」ということを伺ってはおりませんので、もうしばらくかかるかなと思っております。

○2番（鈴木美代子君）

そうすると、マスクはまだ来ないということで、消毒液不足の解消は——消毒液はこの間説明がありましたように、自分たちで作るということですが、それは誰にでもできることですか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

機械については、役場のこの庁舎の1階に1台、それから野間の公民館に1台設置をさせていただきました。そこで機械を通して無料配布をしておるということですので、機械の要はスイッチを押すとそこで生成をされて水が出てくると、そういうものです。それが酸性電解水というものでございます。

○2番（鈴木美代子君）

今の話は、この間もちょっとお聞きしたときに聞いたのですけれども、何かペットボトルの大きいのを持って行って、そこに入れてくださいという話だったのですけれども、役場と野間の公民館ですか、例えばちょっと障害のある人だとか年寄りだとか、行けない場合も多いものだから、そういうところへ、ぜひその人たちも手に入るような手段を考えてください。答弁は後でいいです。

先ほど言いました危険手当については、医療だとか介護だとか保育所、学校、幼稚園の従事者に危険手当を出せないかなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

先ほど横田議員からの御質問のときにもお答えしたのですけれども、医療機関とそれから福祉サービス、介護と障害の方の事業所さんへの対応なのですけれども、そちらは交付金で対応させていただくということになります。

○2番（鈴木美代子君）

美浜町は児童手当を出せるようなところはないのですか。財政的にやっぱり幾らお金をもらっても駄目ですか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

ただいまの御質問ですけれども、児童手当でよろしかったですか、遺児手当ですか。

○2番（鈴木美代子君）

ごめんなさい、危険手当です。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

危険手当ですね。町からの危険手当という、職員に対してということですか。

○2番（鈴木美代子君）

医療関係者とか……。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

医療関係者に対して。医療関係者に危険手当というものではないのですけれども、継続して支援を住民の方への対応をしていただいたということで、協力金ということで今回医療機関へ有床ベッドを持っているところには100万円、そして持っていないところには30万円、それから歯科医院には10万円ということでお支払するということになっております。

○2番（鈴木美代子君）

最後の質問に入ります。美浜町の稲作農業の展望です。

農家の多くは高齢化の中で稲作を自分でやるのではなく、ほとんどの農家が担い手農家と言われる大規模に耕作する農家の人に委託をしている。しかし、担い手農家も高齢化しており、あと10年もすれば大変なことになるというふうに私は質問しました。

本当に高齢化が進んでいて、稲作農業も大変ですよ。本当に若い子は稲作には向かなくて外へ行っちゃって、本当にお年寄りが一生懸命やってきましたが、それも思うようにいかず、結局大変なことになっています。こうした稲作農業だけでなく、農家の高齢化については今どう思っていますか、町長は。

○町長（齋藤宏一君）

鈴木議員から御指名でございますので、百姓のプロで長年やってきた今の思い、これはおっしゃるとおりです。全国的に高齢者が多い、それから専業農家がどんどん減っている、だから自給率も下がっていますよね。今それがコロナ関係で海外からの輸入もストップ、ここからも出せない、こうなったときに国家はどうしますか。そういうことをしみじみと国民も今味わいつつあります。

本町としては、農業それから漁業、こういうのが基幹的な町でしたよね。じゃ、農業はどうですか。ほとんどの農業後継者は、田んぼだけじゃありませんよ、畑も施設も減っています。じゃ、それは一番何が原因か。要は、楽でお金をもうけるのは誰だって一番いい。自営業でやろうと思うと、非常に土日はなかなか取れません。これが実情です。だから、若者は父親の後を継ごうという人がだんだんと減っているのが事実ですよ。

じゃ、どうやったらいいですか。これは、今言われた稲作農業は、東北へ行っただけでござんなさい。1反の面積、1区画の面積、どんどんと大きくなっています。これは国の圃場整備で大きくしている。大きい機械、そういうものじゃなげんとやれない。じゃ、美浜はどうですか。今、野間が一番早く圃場整備をやられた。それはやはり区画が小さいでしょう。だから、ああいうところを受けようと思うと非常に大変です。どんな田んぼでも今トラクターは大きい、全て田植機も大きい。効率のいい経営をやらないと、よその県だとか、これは立ち行かない。

そういう中で、じゃ、美浜はどういう農業を育てていくか、それから町として、農水省としてどういう対応をして、その人たちがやりやすいような基盤整備をやってあげるか、これを今一番大きな問題として考えられてい

るのが政府の今のやり方。だから、それをこの町もうまく導入して、第二の圃場整備、田んぼについてはまずそうです。それから、畑についてもばらばらのところをほとんど借地でみんなやっているのですよ。これを1区画で安定してやれるような基盤づくりを、これは政府が手伝ってやらないと、なかなか自立農家はやってもらえないです。これが現状です。

○2番（鈴木美代子君）

稲作について研究するような組織は美浜にもあるのですか。

○産業課長（三枝利博君）

今質問の稲作について研究するような組織はあるかということでございまして、JAが事務局となりまして、美浜稲作研究会を組織し、米の品質向上や消費拡大に向けた取組を実施しております。

この研究会につきましては、21農家から成りまして、栽培技術の向上と稲作経営の安定を図ることを目的に組織されております。活動としましては、圃場巡回や栽培講習会、土壌診断等を実施しております。さらに、愛知県が推奨します「愛知123号」等、新品種の栽培にも取り組みまして、美浜の稲作に適した品種の検証も行っておると聞いております。

会員相互での情報交換等も適宜実施され、美浜の米づくりの中心として担っていただいております。ちなみに、ここにおられます杉浦議員も会員ですので、よろしく願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

美浜町の稲作農業の展望ですけれども、展望があまり見えなくて後継者不足になっているのではないのでしょうか。この問題、本当に高齢化を何とか、稲作だけじゃなくて農家もそうですけれども、高齢化というよりも何とか助けてやれないものかと思いますが、いかがですか。

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、関連質問に取られかねないので、稲作農業の展望に関してでよろしいでしょうか。

○2番（鈴木美代子君）

はい、いいです。

○産業課長（三枝利博君）

先ほど町長もちょっと答弁されたのですが、稲作に限らず、愛知県とJAとか、連携をしっかりと図って、農地の集積、集約を進めまして、作業効率の向上を目指していかないといけないなということと、やはりもうかる農業というのを進めていかなくてはいけないなということで、JAと県とか連携を図って進めていきたいと思っております。

○2番（鈴木美代子君）

稲作については、私が稲作の質問をするのは珍しいのですが、私でも見えていて、農家の人が大変だなと本当にそう思って、今回質問で取り上げました。町にも助けてほしいし、何としても稲作農業だけじゃなくて、農家を、農業をもう一回ちゃんとしてやりたい。私なんかじゃ何もできませんが、何かお手伝いできればとそう思っています。ぜひ農業のこの行政の推進を図って、みんなで力を合わせて元の美浜町の農家に、そういうふうにしてあげたらいいと思いますが、私は何か私たちでできることがあれば、ぜひ手を差し伸べてあげたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は自席に戻ってください。

〔2番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、6月5日から6月8日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、6月5日から6月8日までの4日間を休会することに決定しました。

来る6月9日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後2時38分 散会〕

令和2年6月9日（火曜日）

第2回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月9日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第2 承認第1号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 承認第2号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第4 承認第3号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第5 承認第4号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第6 承認第5号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第7 承認第6号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第8 承認第7号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第9 議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19までの各事件

- 追加日程第1 議案第43号から議案第45号 提案説明
- 追加日程第2 議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例について
- 追加日程第3 議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例について
- 追加日程第4 議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崎暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤 宏一 君	副町長	八谷 充則 君
教育長	山本 敬 君	総務部長	杉本 康寿 君
厚生部長	高橋 ふじ美 君	産業建設部長	鈴木 学 君
教育部長	夏目 勉 君	総務課長	大松 知彰 君
秘書課長	中村 裕之 君	企画課長	戸田 典博 君
防災課長	小島 康資 君	税務課長	山本 圭介 君
住民課長	藪井 幹久 君	福祉課長	三枝 美代子 君
健康・子育て課長	宮崎 典人 君	環境課長	富谷 佳宏 君
産業課長	三枝 利博 君	建設課長	茶谷 昇司 君
都市整備課長	宮原 佳伸 君	水道課長	夏目 明房 君
会計管理者	久網 勇 君	学校教育課長	近藤 淳広 君
生涯学習課長	谷川 雅啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比 郁夫 君	主幹兼議会係長	森 秀雄 君
--------	---------	---------	--------

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

本日6月9日火曜日は第2火曜日、美浜町の東側は本日早朝、分別収集がありました。私の住まいの前も集積所になっておりますので、分別収集でちょっと見ておいて気になったのですが、今、コロナウイルス対策ということで、いつもとは違う、ふだんどおりに分別に持ってこられる方、皆さんマスクをしております。当然、朝6時半ぐらいからやられるわけですが、ちょうど7時ちょっと過ぎぐらいに通学らの子供たちが私の前を歩いていきました。1年生から6年生までみんなマスクをしていました。きちっとソーシャルディスタンスを取って登校していました。

この間も、ある商業施設に買物に行きましたら、やはり、普通のように間隔を空けて皆さん買物をしておられました。通学らの子供たちも、そして一般の我々も、このコロナウイルスの対策を個々に注意し、やっぱり考えて、これが普通になっていくのかなと思いつつ、今この日々を過ごしております。

このコロナウイルスに関しましては、まだまだ先が見えませんが、それぞれ思いも、自分で指導する方も、きちっとした対応をしていただきたいと思います。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しておりますので、御理解と御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨し

ております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてをお諮りします。

本案は、原案に異議なく答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案に異議なく答申することに決定しました。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。
本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第3 承認第2号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。
本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第4 承認第3号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第5 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第6 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、承認第5号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第7 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

通告してありますので、読み上げて答弁を求めたいと思います。

承認第6号 令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）、予算書の15ページ、第2款総務費の中で、特別定額給付金事業というのがあります。皆さん御存じの世帯主対象に各家庭個人に10万円ずつ支給する事業でありますけれども、DV被害者などで住所地以外に住んでいる方とか、あるいは、何かの都合で籍は美浜町にあるけれども、今、美浜町じゃないところに住んでいる方への、これも対象者になると思いますが、そういう方にどういう対応をしているのか、対象となる方々に全員に届くようになっているのか。まず1点目、それをお聞きします。

○総務課長（大松知彰君）

特別定額給付金事業のDV被害者等への対応についてでございますが、原則は4月27日を基準日として、住民登録のある自治体で一人につき10万円を支給することになっておりますが、DV被害者等で住民登録のある自治体で支給することが困難なケースにおいては、例外的に住民登録のない自治体で支給することも可能となっております。美浜町も国の通達に従い給付事務を行っており、現在のところ、給付資格があるにもかかわらず通知がきていない方はおりません。家庭の事情が一軒一軒異なるため、画一的な対応でなく、よりよいお知らせの方法はないか検討して申請書を発送いたしました。

なお、本籍がどこにあるかについては、今回の給付とは関係がございません。

○1番（山本辰見君）

今の答弁で大体分かりました。対象者はいないということですが、もう既に、ほとんど発送は終わっているのかなと思うのですが、郵便が届かなくて返ってきているのはないのか確認したい。

それと、もう一件、7款商工費の中に商工振興事務というのがあります。ここの負担金、補助及び交付金の中で、愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金についてですけれども、以前の議案説明のときはさらっと流しただけで、細かいことは分かりませんでしたので、この事業の仕組みの対象となる事業など、詳細に説明したいと思います。

○総務課長（大松知彰君）

それでは、特別定額給付金の申請書についてお答えいたします。

今回、DVと関係なく申請書を送りましたが、所在が確認できず郵便局から戻ってきたものが何通かございました。それは、DVとはちょっと関係ないのですが、例えば、多かったのが、アパートにお住まいの方で、住民登録を移動させることなく出ていってしまった方、そういう方は配達ができずに戻ってまいりました。戻ってきたものについては、職員が一軒一軒現場まで赴き、大家さん、あるいは、アパートを外から眺めてカーテンもないようなところ、居住の実態が確認できないところは、そのまま持ち帰っております。また、居住が確認できたところについて、大家さんから住んでみえることは間違いないということで確認取れたものについては、ポストに投函させていただきましたので、今、中途半端な状態になっているようなものは一件もございません。

○産業課長（三枝利博君）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、愛知県の休業協力要請に応じまして、4月17日から5月6日において、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた中小企業者、個人事業主等に対しまして県より25万円、町より25万円の計50万円が申請により交付されるものでございます。

休業を要請した施設につきましては、カラオケボックス、漫画喫茶、スナック等の遊興施設。体育館、スポーツクラブ、パチンコやテーマパーク等の運動施設・遊戯施設。映画館等の劇場。大学、学習塾、音楽教室等の大学・学習塾等。あと、ホテルまたは旅館。土産物店、旅行代理店、写真屋、フォトスタジオ等の商業施設になります。営業時間の短縮を要請した施設につきましては、飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等の食事提供施設で、朝5時から夜8時までの営業を要請し、酒類等の提供は夜7時までとすることを要請したものでございます。

また、4月24日から5月6日までの期間、自主的に休業しました理美容業者に対しましても、県より10万円、町より10万円の計20万円が申請により交付されます。

6月8日現在ですが、協力金につきましては104件の申請がありまして、今のところ84件の交付決定をしまして、4,200万円支払い済みとなっております。

○1番（山本辰見君）

今、説明を受け、一番最後のところにありました、申請が104件で、実際にこの時点で払っているのは84件、20件ぐらい残っているわけですが、例えば、内容が不備だったとか、まだ審査しているのか、その辺、お願いしたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

この20件につきましては、現在、審査中のものもありますし、不明なものは一応県にも審査してもらいますので、県に送っているものもあります。今のところ、不交付というのは一応5件ということになっておりまして、今のほかは審査中となっております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第8 承認第7号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

それでは、承認第7号 国保特別会計補正予算（専決第1号）ですけれども、予算書の35ページにあります傷病手当支給事業、基本的には、美浜町は対象者、今のところいないと聞いているのですけれども、この制度の仕組みと予算に計上した金額がもし発生した場合に、どのくらいの方が対象になるのかということの説明をしたいと思います。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、傷病手当金の御質問についてお答えをさせていただきます。

こちら、制度の仕組みとしましては、まず、当然のことでございますが、国民健康保険に加入している被保険者の方に対してということでございます。その国保の被保険者のうち、会社等で雇われていて給与をもらっている方が対象になり、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより、療養のためにまずは3日間連続して就労ができない。その後、4日目以降も就労できなかった日があって、4日目以降の給与がもらえなかった、その分に対して支給するというものでございます。

対象となる人数につきましては、先ほど山本議員さんもおっしゃられましたが、現時点では、本町には陽性と診断された方は確認がありません。該当者が出るかどうかは、はっきりした人数が分からないという状況ではございますが、この予算額といたしましては、1人当たり2週間分と見まして10人程度で見込んで予算化をさせてい

ただいたというものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第9 議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの第33号 美浜町税条例の一部改正でございますが、説明資料にありました第2条の改定のところで、附則第17条に、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例のところでございますけれども、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例。私たちは専門家でもありませんので、これ、どういう意味合いのものか説明をしてください。

それから、同じように、隣のページの第3条のほうでも、第30条均等割の税率のところ、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする（連結納税の廃止）、こういうことになっております。これに伴う規定の整備だということですが、この連結納税ということもよく分かりませんので、具体的な内容を説明願います。

○税務課長（山本圭介君）

まず、議案第33号 美浜町税条例の一部改正、附則第17条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、地方部を中心に全国的に空き地、空き家などが増加傾向にあることから、土地の有効利用を促進する施策でございまして、個人が譲渡価格500万円以下で、都市計画区域内にある低未利用土地を譲渡した場合、その譲渡に係る長期譲渡所得金額から100万円を控除する特例措置を新設するものになります。

なお、低未利用土地とは、利用度が、その周辺の他の土地と比べまして著しく利用度が劣っていると認められる土地のことです。

次に、第30条の法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備についてでございますが、これは、国税におけます連結納税制度の見直しに伴うものでございまして、法人税において、1つのグループを代表する親法人がまとめて申告していったものを見直しまして、グループ内の法人で、損益通算などを行った後、それぞれ個別の法人で申告を行うように改正されたことに伴いまして、法人町民税で引用していた条文の改正があるため、その部分を改正するものになります。

実務運用上としましては、法人町民税は個別申告方式を取っておりますので、実務上の変更点はございません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第15、議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

ほかの方からも質問ないのですけれども、私は理解できないところがあるので質問させてください。

議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部改正。説明資料にありました新旧対照表の中で、第2条の5項、ここを1、2と削って、逆に、第3条の2項の中身を変えているわけですが、受給資格者の問題、受給資格者としなないというような内容でございますけれども、なぜここに変わったのかと、支給しないとなっているのですけれども、それぞれの別の条例等で、例えば、生活保護法だとか障害者とか母子家庭とかあるわけですが、別の条例で支給するから、ここは支給しないとなっているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、子ども医療費の支給条例の改正についてお答えさせていただきます。

この新旧対照表も参考にさせていただきますと、受給資格者の適用除外を意味する内容が、障害者医療費と母子家庭等の医療費につきましては、第2条第5項と第3条第2項にそれぞれ分かれて示されていたということです。

が、今回、分かりやすいようにということで、その表現を変更することによって、条文を変更することによって同様の内容でまとめることができましたので、修正をするというものでございます。

なお、この2つの医療費につきましては、それぞれの条例で該当してくるということでございますので、それぞれ支給されるものということで、現在と変わらないということでございます。

また、3条に、新たに第1号の生活保護法及び第4号にその他法令の規定による給付については、今までもそうですが、子ども医療費支給条例やほかの福祉医療の条例の支給よりも、その法令が優先されて支給されるということでございますので、別の条例の制定や改正をしなくても支給されるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第16、議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第17、議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第18、議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの議案第41号 一般会計補正予算（第1号）でございますけれども、予算書の17ページの、3款民生費、児童福祉事業の中で、子ども子育て支援システム改修業務委託というのがありました。議案説明の中では、マイナンバーカードと言ったか、マイナンバーとの連携のためシステムを改修するということでございます。一番最初に質問した10万円の振込等でも専決処分しましたけれども、美浜町はなるべく郵送で対応してほしいということで、ほかの自治体では、オンラインでこのマイナンバーを使ってやろうということにしたわけですが、スムーズにいったところと、すごいトラブルがあって、オンラインをやめたところがたくさん出てきたと思います。昨日たまたま友人が、安城市で自分の関係者がオンラインでやったよということもありましたけれども、実は、カード自体を紛失したり、番号を覚えていなかったりということも含めてですけれども、私は、この問題をわざわざ子ども支給条例とかにマイナンバーをセットすることがいいのかどうかというのが非常に疑問です。

1つ、美浜町で今、実際にマイナンバーカード、これと直接関連しないかもしれませんが、どの程度の割合で発行しているのかということと、今度の子供手当の支給に義務づけることで、町民の皆さんにとって何かメリットになるのか、あるいは、町の仕事が楽になるのか、利便性はあるのかということが非常に疑問です。経費ばかり膨らんで大変じゃないかなと思います。美浜町でも、国の組織のところにも納めるお金も含めてということです。今度のシステム改修の中身について、それから、マイナンバーの数字を教えてください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

まずは、このたびの子供手当、子ども子育て支援システムの改修の内容でございますが、転入した受給者の方が、いつからどのような認定をされ、前住所地でいつまでの支払いであったのかといった認定の経過に関する状況について、中間サーバを通して市町村間で確認できるようになりました。それについて、添付書類の省略化、それから手続の簡素化が図られるというものでございます。

したがって、児童手当を受給する方への利便性の向上というのが目的でありますので、今回の改修の経過、それが改修の経費であります。国の要請に従って、市町村がシステム改修をする必要が発生しまして、その費用に対する国の補助率は3分の2となっております。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、美浜町のマイナンバーカード、個人番号カードの取得状況、登録状況についてお答えさせていただきます。

最新の数字としましては、先週末——6月5日になりますが——の数字として、本町に住民登録がある方の取得者は3,270名でございます。住民登録の人口で割りますと、約15%という状況になっております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案はお手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第19 議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第19、議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

〔午前9時41分 休憩〕

〔午前9時43分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてから議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）まで、以上3件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてから議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）まで、以上3件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてから

議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）まで3件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてから議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加日程いたしましたのは、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてをはじめ3件でございます。

それでは早速、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び住民生活の安定を図るための経費に充てるため、私の給料月額を時限的に減ずる特例措置を講じたく、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び住民生活の安定を図るための経費に充てたく、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ3,515万円を追加し、補正後の予算総額を99億2,182万7,000円とするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第43号から議案第45号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願いを申し上げます。

[降壇]

○総務部長（杉本康寿君）

初めに、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてでございますが、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間における町長の給与月額を、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第2条の規定に関わらず、同条の規定により支給される額から10%を減じた額とし、期末手当の算出基礎につきましても同様な算出方法とする特例条例を制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年7月1日でございます。

次に、議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止及び住民生活の支援の財源に充てるため、さきの議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例に基づく給与等の減額分と本町職員から同様な趣旨で寄附がございましたので、その目的に従い基金の設置を行い、住民の皆様などからも同様な趣旨で寄附があった場合に備えての基金設置条例でございます。

内容につきましては、一般会計歳入歳出予算で定める額及び寄附の目的に賛同された寄附者からの寄附金を財源とし、新型コロナウイルス感染症等の対策として行う感染拡大防止または住民の生活支援に充てる時に限り、基金から一般会計に繰り入れたく、本条例の制定をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上、議案第43号及び議案第44号の説明を終わります。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正予算は、全て国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴うものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費では、社会福祉事業において、町内の社会福祉施設への感染症対策支援協力金の増を、同款2項児童福祉費では、新型コロナウイルス感染症対応事業において、遺児手当の上乗せ分として、お一人につき1万円の臨時給付に係る増を、4款衛生費、1項保健衛生費では、感染症対策事業において、町内の医療機関への感染症対策支援協力金をはじめ、公共施設等への感染症対策のための除菌電解水給水機、防護服及び消毒液等の購入に要する経費の増をそれぞれ計上いたしました。

7款商工費、1項商工費では、プレミアム付飲食券事業において、商工会及び観光協会に加盟している飲食店で使用できる飲食券の販売に要する経費の増を、9款消防費、1項消防費では、災害対策事業において、避難所の濃厚接触を防止するため、避難所を公民館などから学校の体育館へ変更することにより、必要となる段ボールベッドや感染症対策に必要なマスク、資材などの衛生用品等の購入に要する経費の増を計上いたしました。

10款教育費、5項保健体育費では、学校給食センター運営事業において、小中学校の授業を本来の夏休み期間中にも実施することに伴い、児童生徒の給食費を減免し、保護者の経済的負担軽減を図るための財源更正でございます。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金では、歳出に計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応のための地方

創生臨時交付金を計上いたしました。

20款繰入金、2項基金繰入金では、今補正に伴う財源更正による財政調整基金繰入金の減を、22款諸収入、4項雑入では、小学校及び中学校の7、8月分の学校給食費の減免による減額でございます。

以上、議案第45号の説明を終わります。

○議長（大岩 靖君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてから議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）まで、以上3件を順次日程に追加し、追加日程第2から追加日程第4として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。以上3件を日程に追加し、追加日程第2から追加日程第4として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第2 議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第2、議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例でございますが、この議案提出に先立って、本来だったら美浜町特別職報酬等審議会でいろいろ諮問するとか相談する必要があると思っておりますけれども、諮問をして意見を求めたのでしょうか。もしかして、やっていないければ、審議会で審議しなくてもいい内容なのかどうか、確認でございます。

○秘書課長（中村裕之君）

特別職の給与月額につきましては、町長が美浜町の特別職報酬審議会に諮問いたしまして、その答申を受けて決定することが基本でございます。しかし、このたびの給与減額につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び住民生活安定を図るための経費に充てるという政策的、時限的に対応するものでございますので、町長より特別職報酬審議会には諮問いたしませんでした。

なお、町長から審議会に諮問する場合といたしましては、特別職の現行の報酬額または給与月額の是非について審議をお願いする場合があります。

したがって、今回の町長の給与月額を時限的に減らす特例の条例を提案する場合につきましては、町長が審議会に諮問する必要はないと考えております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第3 議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第3、議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

追加日程第4 議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

追加日程第4、議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

今の補正予算（第2号）でございます。

先ほど、課長から9ページの歳入のところの9,326万9,000円、これが国から支給されるわけですけれども、以前に審査というか専決処分等でやった事業、およそ4,500万円ぐらい、当然これに該当すると思っていたのですが、そのところの説明をちょっと。実際はそうだと思うのですが、どういう手続でそうなったのか。

それから、ついでに、今の予算書の中の、課長からもう少し詳細があると聞かなくてもよかったのですが、歳出のほうの社会福祉施設への協力金、主立った施設、こういうところにこのくらいずつとかいうことをお願いしたいのと、それから、もう一つ下の感染症対策で、健康・子育て課の医療施設への支給、これ、ベッドのあるところ、ないところ、歯医者さんも含めたということ聞いたのですが、もう一回、どのくらいの施設にどのくらいずつとなっているのかをお願いしたいと思います。

取りあえず、それ、3点ほどお願いします。

○総務課長（大松知彰君）

それでは、国からの交付金、議案第45号の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明させていただきます。

今回、補正予算に計上させていただきました9,326万9,000円についてですが、先日本配りした専決第1号補正予算で、既に先行して実施しております愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給に、美浜町の一般財源が含まれております。緊急を要するため、暫定的に財政調整基金を繰り入れて5月7日付で専決処分を行い、休業要請に応じた事業所の協力金の支払いに充てさせていただきました。その後、国から地方創生臨時交付金の詳細が示されたため、この6月議会で、財政調整基金繰入金との財源更正を含んだ補正予算を追加上程したところでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに答弁はよろしいですか。

○福祉課長（三枝美代子君）

福祉施設の給付金ですけれども、介護施設が27事業所、障害福祉施設が10事業所で、各事業所には一律8万円ずつ交付をする予定です。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

感染症対策の支援協力金について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染リスクの高い環境下で、住民に対し最前線で継続して医療を提供していただいている医療機関に協力金を計上したものでございます。

算出の根拠でございますが、病院及び診療所に対し、4月末に感染予防対策経費を聞き取ったところ、医療機関は、病院は約200万円、診療所は約30万円でございます。そのため、医療機関は有床ベッドの有無で、有床は100万円、ない場合は30万円とし、歯科医は10万円としました。なお、6床の感染症病床を持つ知多厚生病院については、400万円の上乗せをしております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案はお手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、6月10日から6月15日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、6月10日から6月15日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月16日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員会委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時04分 散会〕

令和2年6月16日（火曜日）

第2回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和2年6月16日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

日程第1 議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第2 議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第3 議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

[各担当常任委員長 報告]

日程第4 議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例について

議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第5 議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

[各担当常任委員長 報告]

日程第6 発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例について

日程第7 議員派遣の件

日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

追加日程第1 議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結について

日程第7から日程第8までの各事件

◎ 本日の出席議員（13名）

1番 山本辰見君

2番 鈴木美代子君

3番 森川元晴君

4番 石田秀夫君

5番 杉浦剛君

6番 廣澤毅君

7番 大崎暁美君

8番 中須賀敬君

9番 横田貴次君

10番 荒井勝彦君

11番 大岩靖君

12番 横田全博君

14番 丸 田 博 雅 君

◎ 本日の欠席議員（1名）

13番 野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（10名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	日 比 郁 夫 君	主 幹 兼 議 会 係 長	森 秀 雄 君
-------------	-----------	---------------	---------

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

新型コロナウイルスの対応で皆様方もマスクを着用していただいております。このマスクの着用が当たり前のように、今、世の中は動いております。ただ、ここのところ、気温もどんどん上昇し、昨日も関東のほうでは30度以上の暑さのため、熱中症にかかられた10代から90代の方たちが数多く搬送されたとニュースで流れておりました。特に3密をしないのであれば、できる限りマスクなどを外して、自分なりに体の調整をしていただければありがたいなと思っております。少しずつ公共施設も開放され、少しずつ元に戻ろうとしております。ただ、このコロナウイルス対応に対しましては、まだまだ先が見える状態ではありません。どうか皆様方もそれを念頭に入れ、体に気をつけていただくようよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

13番 野田増男議員から欠席するとの連絡がありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから
議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る6月10日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席の下、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第32号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで6件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、以上6件を一括議題とします。

以上6件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る6月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下に、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの6議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

審査の過程において、議案第36号で、改正の内容はとの質疑があり、制度自体の改正ではなく、文言を分かりやすく明瞭にするもので、具体的には、「健康保険法の療養に要する費用の額」という言葉を「診療報酬」に変更するものとの答弁がありました。

また、議案第40号においても、改正の内容はとの質疑があり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正するもので、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、低所得者の介護保険料のさらなる軽減の強化を行ってきた。資料15のとおり、各所得段階に応じて引下げを行うものである。また、令和2年度は、保険料軽減幅は1年分になるとの答弁がありました。

議案第35号、議案第37号、議案第38号、議案第39号においては、質疑はありませんでした。

なお、6議案とも討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第35号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 美浜町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

高齢者安全運転支援装置設置促進補助金の内容と個人からの申請方法はとの質疑があり、高齢運転者による重大な事故が後を絶たない現状を踏まえ、運転免許自主返納や安全サポート車への乗換えが難しい高齢者に対し安全運転支援装置の設置を促し、高齢運転者による交通事故を減少させるため、緊急的な対策として、国・県・市町村が協調して補助する目的で制度を創設した。対象者は、町内に住所を有し、運転免許証を所有する65歳以上の方で、車検証に申請者氏名及び自家用車と記載され、町税等を滞納していないことなどが条件となる。補助割合は、例えば8万円で設置した場合、国が4万円、県が1万6,000円、市町村が1万6,000円となり、自己負担が8,000円となる。町内の補助対象台数は、衝突被害軽減ブレーキ設置車が50台、未設置車が10台を予定しているとの答弁がありました。

また、運動公園整備事業委託料2,600万円の内容はとの質疑があり、今回、増額補正の金額が2,600万円で、内訳として、当初予算で予定していた修正の基本設計がその後の経過の中で当初の計画どおり進める方針が変わったので、修正基本設計の2,000万円を減額した。昨年度実施予定の建設の実施設計を今年度新たに行うということで3,700万円を今回計上した。事務費の増に伴うURの事務費900万円を計上し、その差引きを増額計上したものの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、文化財改修補助金は河和北組の改修と伺ったが内容はとの質疑があり、河和北組の山車蔵の屋根瓦の改修で、補助率は2分の1であるとの答弁がありました。

また、子ども子育て支援システム改修業務委託料において、業務の対象は何か、また、マイナンバーとの関連はどうかとの質疑があり、このシステム改修は、転入者の前住所地での情報の連携を図るための改修となり、申請者の利便を図るものである。マイナンバーカードとシステムの改修については、直接関係はないとの答弁がありました。

また、給食センター用備品とは、夏季に使用のためと聞いたが、具体的にはどのようなものかとの質疑があり、臨時休校に伴い夏休み中に一定期間授業を行うことになり、夏季の暑い中、給食の提供を行う。そこで、地方創

生臨時交付金を利用し、給食の配送で使用する保冷保温ができる食缶を購入するものである。また、夏のみで使用でなく、保冷保温により衛生上配慮された食缶であるため、年間通じて使用できるものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）から

議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例について
まで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）から、議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となっております議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）から、議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第43号において、知多郡内ほかの2町で同様な減額を行うと聞いた。他町との調整はあったのか。また、他町の状況はどうかとの質疑があり、具体的には、郡町村会場で5町の首長の話合いがあった。他の町に合わせることなく、各町で方針は決めるという結論であった。南知多町は3役の給与の減額があり、町長10%、副町長5%、教育長3%で、期間は来年の3月までという方針が出されている。東浦町は、町長10%の減額を当面の間行うということであるとの答弁がありました。

また、議案第44号においては、町長の給与の減額分、職員からの寄附、一般町民や企業からの寄附も当てにしているとのことだが、一般町民や企業への案内や呼びかけはどのように考えているかとの質疑があり、基金については、今議会での議決をもって制定されるため、一般町民へのアナウンスは行っていない。設置後については、広報等でこのような趣旨で協力願える方へ御寄附を頂き、基金へ繰り入れるものであるとの答弁がありました。

議案第42号においては、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第42号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 美浜町長の給与の特例に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

プレミアム付飲食券事業は、食べ物完成品の提供する店だけなのか。野菜、果物を売る店も対応できるのか。この事業を商工会へ委託するのか。また、実務はどのように対応されるのかとの質疑があり、小売店で、口に入れるもの全てが対象になる。当初は、食事券とすると食べ物屋しか駄目なイメージとなるので、口にするものであれば全てよいとの前提で飲食券とした。委託については、取扱店の対応を全て商工会へ委託する。観光協会も

一緒になって協力して町全体で盛り上げ、町の活性化を期待したいとの答弁がありました。

また、商品券の金種はどのようになっているかとの質疑があり、プレミアム商品券は、ゴーゴー商品券と命名したので、5,050組の発券を予定している。額面は1万3,000円で、1,000円券が13枚つづりであり、それを1万円で購入していただく。往復はがきによる購入の応募に対し、抽せんで当選券を出すものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。9番 横田議員。

[9番 横田貴次君 登壇]

○9番（横田貴次君）

それでは、発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例について御提案申し上げます。

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例を別紙のとおり御提出申し上げます。

令和2年6月15日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 野田増男議員。提出者は、美浜町議会議員 杉浦剛議員、石田秀夫議員、森川元晴議員、廣澤毅議員、大寄暁美議員、中須賀敬議員、荒井勝彦議員、横田全博議員、丸田博雅議員、そして私、横田貴次でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が住民生活や多種多業者への多大な不安と経済的損害に至っていること、また、先ほどの美浜町長の給与の特例に関する条例並びに美浜町新型コロナウイルス感染症等対策基金の設置及び管理に関する条例が可決されたことを鑑み、私たち議員においても議員の議員報酬及び期末手当を期間的に削減し、そのお金が必ずこの基金を通して新型コロナウイルス感染症等対策に使われることが明らかになり、そのためには、この特例措置を講ずることが必要であるためであります。

最後に、住民の皆様の生活が一日も早く新型コロナウイルス発生以前の生活に戻れる早期対応のため、全議員の皆様の御賛同を何とぞお願い申し上げます、提案理由の説明と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

最初に、反対討論ありますか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

この条例案についてというか、この考え方について、実は、一番最初に議会運営委員会の場で提案というか相談がありました。あるいは全員協議会の中でも全議員の前で説明があったり、提案があったわけですが、私たち共産党議員団としては、細かい反対討論の中身は詳しくは説明しませんが、議員については、とりわけ町の議員の歳費の金額から見ても、知多郡の中でも下から2番目に安い金額、その中で議員に押しつけることは

まかりならんという立場で反対でございます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。5番 杉浦議員。

○5番（杉浦 剛君）

それでは、賛成討論をさせていただきます。

中国・武漢に発生した新型コロナウイルスは、初期の情報共有の混乱やグローバル経済社会の中、瞬く間に世界的大流行（パンデミック）となり、ヨーロッパ大陸、北米、そして南米やアフリカと、患者数は700万人とも800万人とも報告され、いまだにその数はどんどん増え、死者も40万人を超えたと聞いております。

我が国では、国民の協力、医療体制の充実もあり、患者数は1万8,000人ほどにとどまり、緊急事態宣言も解除され、落ち着きを取り戻しつつあるとも言え、各地で少数ながら発生を見、第2波の発生に備えていかねばならず、気が抜けません。第2次世界対戦以来の試練であり、国民生活も人・物・金の動きが止まり、企業倒産や解雇、雇止めといった事態も深刻化しております。そして長期化も予測されています。

休業で収入が減った業者に対する支援や国民の生活支援など、これまで2度にわたる大規模な補正予算も組み、この6月議会でも地方創生臨時交付金でコロナ対策の各事業化が図られました。先ほど議案にありました町長の給与減額、また、職員発意によるコロナ対策の基金の創設による議案提案も可決されました。

我々議員としても報酬の一部返還の姿勢を示し、美浜町民のための一助となることを願い、希望の輪を代表し、この議案の賛成討論といたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第5号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の特例に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前9時50分 休憩〕

〔午前9時55分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてでございます。

早速、提案理由を御説明させていただきます。

議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願いを申し上げます。

〔降 壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

それでは、議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてでございますが、去る6月10日に指名業者7社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料1のとおり、教育産業株式会社が5,000万円で落札いたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。

消費税及び地方消費税500万円を加えた5,500万円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容といたしましては、GIGAスクール構想の実現に向け、高度情報化社会に対応した学びができる教育を整備するため、河和南部小学校を除く町内全ての小中学校の普通教室及び特別教室で高速な有線LANと無線LANのネットワークを構築するものでございます。

なお、工期につきましては、令和2年6月16日から令和3年2月20日までの250日間を予定しております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開時間は追って放送でお知らせします。

〔午前10時00分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

先ほどの部長の説明では、校内の無線LANの整備ということで5,000万円という事業でしたけれども、全体としては、当然、ケーブルなども必要ですし、国からタブレットなりパソコンなりの機材は提供があるにしても、保管庫とか充電をする設備も含めると、全体としてすごいコストの事業になると思うのですが、この5,000万円というのは全体構想から見るとどの範囲になるのか。それから、令和2年度に全部整備しなさいということになっていたと思うのですが、3月までLANをやって、実際にはいつ頃から始められるんでしょうか、学校として使えるのは。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、全体の構想でございます。

国の示したGIGAスクール構想、これにつきましては、今年度中に各小中学校の校内のネットワーク整備をするものでございます。今回予定しておりますのは、河和南部小学校を除く7つの小中学校に対しまして、高速の通信ネットワークの整備と電源キャビネット、タブレットを保管するキャビネットの整備でございます。

タブレット、端末そのものについてはこの事業には入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

2つお伺ひしたいのですが、今回のこの工事契約の額からは、もう具体的なハードの設置ということでよろしいでしょうか。このシステムを運用していく保守ですとかランニングコストに関しては全く関係なくなるということでもよろしいのかというのが1点聞きたいのと、もう一個、管轄が総務省になるので、これも縦割り行政のあれかなと思うのですが、今、各自治体、町内Wi-Fiという高速インターネット通信の設置が進められているんですけども、もう2015年のあたりで全国で大体40%ぐらいの自治体に取り組むということで、私もいつかは美浜町も観光だとかいろいろなことを考えるとやるべきだろうということで、いろいろ勉強はしているのですが、今回この5,500万円、各学校だけに投資をするという手法と町内Wi-Fiを設置した場合との比較検討はなされたのかというのをお聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、1点目のランニングコスト、それから保守点検についてでございます。

こちらにつきましては、ランニングコスト、当然今年度、2月いっぱいぐらいをかけて整備をしっかりかけていきます。今回のGIGAスクール構想は、まずはネットワーク整備とキャビネット配置が今回の5,500万円の内訳でございますが、今後、1人1台端末、これを目指していきたいと思っています。これは国の示したロードマップでございますと、令和5年までに当初整備をする予定で本町もいました。ところが、今回のコロナの関係で、遠隔教育ですとかいろいろな利点があるということで国の補正が認められまして、今年度中、令和2年度中に各自治体でしっかりと整備をしなさいということが国から言われております。

したがって、私たちは今後、9月議会を想定していますが、1人1台端末について年度内に整備をしたいと考えています。よって、今年度、しっかり時間をかけてネットワーク整備と1人1台端末を目指していきたいと思っています。これは、ただ単に端末整備するだけではなくて、学校がどうやって使うか、家庭とどうやってつなげていくか、また、教室内でどうやって使っていくかをしっかりと検討していきたいと思っておりますので、

今、学校の先生と我々と、あと、各学校に教育情報アドバイザーがおりますので、そういった現場の意見をしっかり聞いて、どういったものを整備したらいいかということを進めていく準備を整えています。

ランニングコストにつきましては、キャビネットの電気代ですとか、アクセスポイントの電気代等が予想されますが、積算はまだこれからでございます。しておりません。

保守点検でございます。今回整備する、メーカー保証はつくのですけれども、保守点検の契約については次年度以降と考えております。

あと、町内のフリーWi-Fiの話がございました。やっぱり多角的に検討するのは大事だと思っています。教育委員会としましても、先ほど申し上げた教育情報アドバイザーの方、また現場でICTにたけた先生の方に相談をかけております。教育現場はやはりセキュリティーの確保がまず重要だということが1点、あと、今までもパソコンルームですとか、野間中と河和小学校には、モデル校ということでICTの活用と推進をやっております。

これ実は、一度に、一遍にアクセスをしようと思うとすぐ動画が止まってしまったり、そういうことがあります。これは家庭においても同じだと思っています。高速の無線LANのネットワークを接続させていただくのは、一度に全ての教室が接続をしても動画がぶれない、止まらないことを想定しておりますので、国が高速のネットワークをまずは整備しろということでございますので、私たちが国のロードマップに従って整備をするところでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

それではもう一点、一緒に聞きたかったですけれども、落札結果ということでありました。先ほどの説明では、7社の指名をして、ここの教育産業が落札したということですが、全体でのほかの業者の状況、金額、細かいところまではいいですけれども、応じなかったところだとかも含めて説明していただきたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

入札の結果についてでございます。

7社に入札をさせていただきました。今回、辞退、また未受領が3社ございましたので、4社での入札になりました。落札させていただきました教育産業のほか、この3社については、どれぐらいの差があったかということでございますので、500万円ほど差がありました。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 美浜町小中学校校内高速ネットワーク整備業務委託契約の締結についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。
お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和2年第2回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げました報告第1号 令和元年度美浜町一般会計繰越明許費についてをはじめとする全議案につきましては、いずれも慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、まずもお礼を申し上げます。
ありがとうございました。

まだこの先も梅雨空が続くものと思われませんが、議員の皆様方には、体調を崩すことなく、各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて令和2年第2回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

[午前11時02分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月16日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 森 川 元 晴

議員 横 田 全 博